

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第 十 号

昭和四十六年二月二十三日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 広瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

理事 中嶋源太郎君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 阿部 助哉君

理事 平林 剛君

理事 堀 昌雄君

理事 古川 雅司君

理事 小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

外務省経済協力 局長 沢本 正男君

大蔵省主計局次 長 中川 一郎君

大蔵省國際金融 局長 橋口 收君

通商産業省貿易 振興局長 稻村 光一君

委員外の出席者

日本輸出入銀行 總裁 石田 正君

参 考 人 (日本経済研究 センター理事 大来佐武郎君)

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

二月十九日

堀 昌雄君

補欠選任

辻原 弘市君

同日

補欠選任

堀 昌雄君

同日

補欠選任

辻原 弘市君

同日

補欠選任

堀 昌雄君

同日

補欠選任

辻原 弘市君

同日

補欠選任

堀 昌雄君

同日

補欠選任

辻原 弘市君

同日

補欠選任

堀 昌雄君

同日

補欠選任

辻原 弘市君

同日

補欠選任

堀 昌雄君

同日

補欠選任

辻原 弘市君

同日

補欠選任

同(福井県議会議長笠羽清右衛門(第七一号) 中小企業者に対する税制改善に関する陳情書 (守口市議会議長橋本丑松(第一〇号) 同外二件(富田林市議会議長野浦正次外二名) (第七二号)

支那事変賜金国債償還に関する陳情書(青森県 上北郡百石町字下明堂入の二支那事変国債償還 運動百石支部代表小向勝雄外一名(第七三号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等 に関する法律案(内閣提出第一五号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律 の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

〇毛利委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお はかりいたします。

すなわち、日本輸出入銀行法による貸付金の利 息の特例等に関する法律案及び国際開発協会への 加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法 律案について、本日、日本経済研究センター理事 長大来佐武郎君を参考人として出席を求め、その 意見を聴取したいと思ひますが、これについ

て御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

〇毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、 さう決しました。

〇毛利委員長 日本輸出入銀行法による貸付金の 利息の特例等に関する法律案及び国際開発協会へ

の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する 法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま す。佐藤君。

〇佐藤(親)委員 きよは、日本輸出入銀行法に 関するものと、それからIDAに関する二法につ

いてやるわけですけれども、その前に、これから の海外協力について、基本的な点について二、三 お伺いしたいと思います。

それは、愛知外相が、日本政府は一九七五年ま でにGNPの一分は海外協力に回すのだというふ りに言われているわけですが、新経済社会

発展計画によりますと、一九七五年にはGNPは 百四十二兆円になるといわれているわけですが、

それと、この一分といふと一兆四千二百億、

約四十億ドルといふと、これは国民一人当たり 割つてみますと、一万四千

円近くが海外投資、経済協力に回されるというこ とになるわけですが、これを具体的に言いますと、

新幹線が二・五本と、震が関ビルが九十六個建つ くらいの額にのぼるわけですが、愛知外務

大臣自体が、GNP一分といふことを外に向けて 言うと同時に、この前の、昨年のDACの東京会

議でも、「質の問題は、わが国が依然として社会 資本不足や公害などの問題をかかえているので、

思い切った条件緩和は国民の支持を得にくい」、こ ういうようなことを言われているわけですが、

そこでまず福田大蔵大臣にお伺いしたいので すが、この一兆四千億といふと、これは大額とい

うものが七五年に海外経済協力に向けられる。社会 資本が少くない、あるいは公害に悩んでいる、こ

う数々の国内問題があるときに、はたしてこの一 兆四千億という額はいかなるものか、どのような

経済想定のもとにこの一兆四千億というものが出

るのか、これは大蔵省の調査によりますか、それ

は民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

民間の調査によりますか、それとも、これは

てくるものだろうか、国内とのバランスの問題でどうだろうかというのを非常に疑問に思うのですけれども、そのあたりはいかがでございませうか。

○福田内閣大臣 新経済社会発展計画はたしか一〇・六の実質の成長だと思えます。それで、物価の上昇を考えてやっているとこれが四十億ドル、こういう計算になるのです。ですから、これは非常に大胆な推計でありまして、最近の情勢等から見ましてそこまでいき得るかどうか、かなり問題があるんじゃないか、そんな感じもします。そういうようなことで、実情に添うするより、今後経済社会発展計画もよく注視していかなければならぬ、こういうふうにも思いますが、とにかく一昨年の段階でながめてみまして一〇・六という成長率、これは大体いけるんじゃないかという見通しであったわけでありまして、これはどうも少し高過ぎるかなというので、四十六年度におきましては、これを一〇・一、こういうふうにしておるのです。その辺のことはありますけれども、しかし、わが国の経済力もかなりの増強が行なわれ、まあ四千億ドルはどうかといいたしましても、その辺に近いくらいにはいくのじゃないか、そういうふうにも思われるわけです。その際におきまして、とにかくGNPの一割、これを海外低開発援助にささげ、こういう決意を示す、国会でもしばしば申し上げるし、また海外に向つてもそういう決意であることを表明しておるわけであり、そのうち政府負担、これが今日の状態では大体三割を占めておるわけです。七割は民間ペー

スの協力である。そこで二つの問題があるのです。その一割を必ず実行できるかという問題と、この三割であるという政府関係援助のシェアをふやす、こういう二つの問題があるわけでございますが、対外的には、一割というものは、これは日本政府としてそのかたい方針を言明をいたしておるのです。それから三割という政府援助のシェアをふやす問題につきましては、これはいま佐藤さんのお話のよう

に国内の問題がある。国内でまだいろいろ取りつくるわけなければならぬ諸問題があるので、これはそう簡単にはできない、こういう旨の姿勢をとっておるわけなんです。

そういうワグ組の中において、今後世界各国に、ことに南北問題とか、低開発国問題に臨む協力体制をどうするかという、こういう問題だろーと思ひますが、地域的にはとにかくアジア近隣諸国、これが中心でなければならぬけれども、ひとりアジア近隣諸国にとどまらずに、世界各國の低開発国についても思いを及ぼすという姿勢をとる、これが一つ。

それからもう一つは、いままでの援助がどつちかという二国間援助の形を中心にしてきておるわけですが、だんだんと国際機関を通じての協力という方向に転換をしていくという気持ちを持っておるわけです。いずれにいたしましても、願うところは、せつかく低開発国に対して援助をするわけですから、援助の効果があがるように、つまり、相手国がこれを受け入れて、ほんとうに民生の安定に活用できるようにということ、相手国の経済政策、また産業政策、そういうものと十分マッチするような援助でなければならぬ、こういう考え方をいたしておるところです。相手国の動向と志向ということを見つめ、援助を押しつけるんだというふうなこともない、また極端にいうと経済侵略だというふうなことを考へる。ということになりますと、これはせつかく与えられた援助も、元も子もないということになりますので、その辺につきましては十分配意してまいりたい、これが基本的な考え方であり

○佐藤(親)委員 七五年に福田内閣がどうかかわりませんけれども、この前私が本会議で税について、特に所得税などについて質問を行なつたわけですから、そのとき、物価の上昇率を引いてみると大体千二百億、これを一億人で割ってみると、一人当たり、赤ん坊も何もかも入れて、一千百

円くらいの減税にしかならないというふうに私ははじいたわけなんです。この点についてはまた税法がこの委員会に付託されたときに論議するわけですから、七五年には赤ん坊も何もかも含めて一人当たり一万四千円という、これは税金を納めるのじゃなくして経済協力に回されるという点、このかね合

い、及び、大蔵大臣も御存じのように日本はまだまだ社会資本が乏しい、さらに住宅も乏しい、いろいろなまだ乏しいことはあるわけですね。その辺のかね合い——国民感情として、そんなに海外に向けないで、さらに自分たちの環境整備に使つてくれというところは幾らでも起こるのではない

か。その辺のかね合いというものがまず国内的にいかなるふうになるものであらうか。ただただ一割という先進国並みにしなければいけないということもわかるけれども、国民感情として必ずしもしつくりいかなければ、それはやはり、まだまだ社会資本は充実してないし、国民生活のさまざまな問題がいま山積している。七五年にもそう簡単に解決しないと思うのです。その辺のところは、一人当たり一万四千円海外協力に使われるということになったときには、はたして国民としてしつくりした気持ちになるだろうか。その辺のところ、どうのようなお見通しをなさっているかをお伺いしたいわけなんです。

○福田内閣大臣 佐藤さん御指摘の点は非常に大事な点だと思ひます。確かに、これだけの海外経済協力をするといふことになる、国民のうちに、国内の整理がまだ済まぬじゃないか、それなのに海外経済協力へそれほど力をさくとは何事であるかというふうな感情がある。しかし一面においてわが日本はもう、GNPにおきましてもアメリカ、ソビエト、日本だといわれるような立場になり、日本の経済動向が世界のすみずみまでにも波及し、また世界のすみずみの一つ一つの問題がわが国の問題であるといふふうになってきた今日の世界情勢下の日本といいたしますと、世界が繁栄し世界が平和でなければわが日本の繁栄も平和もな

い。これはまた国内の整理の問題とは別に大きく国民が理解し、そして国際社会に臨む日本の姿勢というものがいかにあるべきかというのを考え直さないと、これは日本自体の成長発展にも限界がくる、こういう事態になってきておられます。その二つの問題、相反するような問題をどういうふう

に調和するか、こういう問題であります。そこで、対外経済協力全体のスケールはGNPの一割だ、これは堅持する、これは何とかやっていたいという姿勢をとると同時に、民生の安定と直接つながっているところの政府関係の低開発経済援助、これについてはそう割り切つたという

か、明快、さわやかな発言をしておらぬ、こういうことなんです。ですから、低開発国援助の中における政府シェアにつきましては、それは国内の整理という問題と十分調和をとり、また財政の状況ともよくにらみ合わせてこれを具体化していかなければならぬ、こういうふうにご考へておるわけなんです。御指摘の点は十分配意しながらや

っていく、こういうことでございませう。

○佐藤(親)委員 外務省の経済協力局長さんにちよつとお伺ひしたいのですが、日本も過去いふんいろいろと経済協力をやってきたわけですが、けれども、どうもいろいろ批判が多い。日本の経済協力というのはひもつきたとかあるいは中途はんばだとか、あるいは、福田大蔵大臣がたびたび言われまして、いろいろの資金と申しますすが少ないという、いろいろな指摘を受けているわけですが、けれども、少しその辺をかいつまんで、日本の経済協力がどのようないままで批判を受けてきたか。それは日本のやるほうにもあるし、また受け入れ国側のほうにもいろいろ問題があると私は聞いておるのでございませう、その辺をかいつまんで、時間がございませうので要点だけちよつと御

答弁をいただきたいと思ひます。

○沢木政府委員 日本の援助につきましては、毎年OECDの開発援助委員会が年次審査を受けておるわけでございますが、そこで出ておりますおまな、委員会のほうの日本の援助に対する問題点

としましては、第一が援助量の問題。これはまあ一歩をやるということを示明いたしておりますけれども、それがふえる過程においてその内容の問題が問題になっております。一九六九年度の援助額十二億六千三百万ドル中、約半分が輸出信用の形をとっております。それをできるだけ、援助の純粋な形である政府開発援助でふやせというのが批判の第一でございます。第二の問題は、四借款の援助条件の緩和ということでありまして、DACでは六五年、六九年と標準の条件の目標を設定いたしておりますが、日本の条件はまたそれに及んでおらない、それを今後緩和しろということでございます。それから第三番目には、技術協力の予算が政府開発援助中、日本は四・四％程度でございますが、ほかの国は大体二〇％程度程度でございます。それでこれがほかの国に比較してあまりにも低いから上げていけ。それから第四番目には、援助が日本の場合あまりにも東南アジアに集中し過ぎておる。世界的な経済大国である日本はアジア以外の地域についてももっと援助をふやしてほしい。そういうような点が国際的にDACで批判を受けておる点でございます。

それから後進国の側におきましては、当然に日本の援助に対する期待は非常に強い。期待が強いがゆえに、さらにもっと日本の援助をふやしてほしいという問題からいろいろ要望が出ております。その中には条件を緩和してほしいという要望もございまして、かつ日本の経済の異常な発展という点に対するねむみといえますが、ねたみというような問題と恐怖心がまじった心理作用というふうなことから、御承知のようなエコノミックアニマル論も出ておるような次第でございますが、これにできるだけミートすべくわれわれもたしきても努力いたしまして、最近ではエコノミックアニマルという批判は昨年の夏以来非常に下火になってきております。

○佐藤(観)委員 いま局長さんのお話がありましたけれども、たとえばインドのテンサル・スチールのように日本が援助して工場をつくった。しか

し外貨不足でインドでは原料の手当てができない。そのために結局低操業を余儀なくされてしまつて、結局鉄がでないというふうな援助のしかた。こゝまで、運転資金まで日本がめんどう見ないというふうな問題も、何か日本の援助というのには中途はんばいなんじゃないかというふうな批判も食つております。それから援助量、援助額の問題について、あるいはその条件の問題については先ほど大蔵大臣のほうからお話ございました。その点についてはまたあとに譲るわけですが、その点については、とにかくいままでやってきた日本の経済協力の中で、いろいろとにかく経済協力すると、何だ、それは結局日本がもうけるためにやっているんじゃないかという批判というのが、私は各国の状況をつぶさに読んでみるときびしいように思ふのです。それで、きょうこれで抽象的な話をしておきますとなかなか長くなってしまふので、ひとつこの点に關してだけ締めくくります。

そこでお伺いしたいのですが、DACの日本の経済援助に対する指摘点でございますね。これを一つ一つ直していく。いま五五ばかり日本の援助のやり方については述べられたわけですが、これでも、こういう方向で一つ一つ直していくというのが日本のこれからの海外経済協力に対する態度なのか。それとも、一つには北歐諸国のように、援助を与えなすとか何とかどうしてもひもがついてしまふ。どうしても日本の国の物を買えというふうな形に何かなつてしまふ。そこでひとつそういう形の援助はやめまして、技術援助だけにしたらどうかという話もありまして、逆に徹底的にめんどうを見ろ、一度投資したところにはそれが完全操業にいくまで運転資金も出してめんどうを見ろという、かなりどちらかに徹底しないと日本の経済協力というのには中途はんばいに終つてしまつて、変な形で日本が批判を食うというふうになっておるわけですが、これからの海外経済協力のやり方の基本というものは、DACの指摘のあったような点を少しずつ手直しをしてい

けばいいものなのか。それともそろそろ基本的な考え方を、私が申しましたようにただ技術援助だけにするの、あるいは徹底的に最後までめんどうを見るようなやり方にするのか。そろそろ決着をつけてからならなければいけない時期にきているのではないかと、その声もあるわけですが、その辺のところを大蔵大臣と、それから経済協力局の局長にお伺いしたいと思ふのです。

○福田国務大臣 基本的な考え方はだんだんと積極的になってまいりまして、先ほど申し上げましたように援助の量の問題、それから質の問題です。質の問題は、いま御指摘のDACの提起されておるような諸問題があります。そういう問題が、あります。それに対応する態度につきましては先ほど申し上げたとおりです。

それから与えるところの低開発国の地域的な問題、これはアジア中心主義、これはもとよりそれではなければならぬけれども、その他の地域についても必要に応じてこれを進めていかなければならぬという考え方はあります。

それから援助の方式の問題であります。これは二国間援助、そういう従来の方式、もとよりこれも必要でございます。それから、重点をなるべく国際機構を通ずる援助方式というものに切りかえる、こういう考え方。それからさらにこれと並行いたしまして、国内へのPR、国民への理解を求める、こういう姿勢ですね、そういうことが基本であります。いま援助の方式をどこまで、たとえばある特定の低開発国、それに対してどこまでも援助をやりたいのか、あるいは中途はんばにするのかというお話でございますが、これはケース・バイ・ケースだろうと思ふます。つまり、この国はわが国が力を入れれば必ず安定してくる、こういうふうな見通しのものにつきましては、これは積極的にやらなければならぬ、そういうふうな考えが、まだそういう見通しのつかないものにつきましては、国際社会に呼びかけるとかいろいろいたしまして、日本ばかりの力じゃない、ほかの国にも力をかしてもらいたい。また

同時にその国自体においてもいろいろな再建安定の方策をとってもらいたいというふうな要請も、そういう世界各國の努力、また当該相手国の努力、そういうものにとらみ合わせながらやっていく、そういうふうな考え方になると思ふますが、いずれにいたしましてもケース・バイ・ケースでこの問題は判断していかなければならぬ、かように考えます。

○沢本政府委員 ただいま大蔵大臣から御答弁されましたことと致しまして、日本は割切りのが好んでございまして、技術協力だけに徹底するとか資金協力だけに徹底するとか、あるいは、確かに傾聴に値する御意見であると思ふすけれども、現実におきましては、各国とも国によりまして、日本の技術援助をさらに求める国、あるいは資金協力も一緒にやってくれという国がございまして、資金協力だけに徹底するとか技術協力だけに徹底する、あるいは全部を国際機構を通ずる援助だけに徹底するといふふうなことは、なかなか実際の政策としてはまいらないと思ふます。常に資本と技術と双方をかね合ひの上、かつまた民間資本と政府資本とをかね合ひしながらやっていくという以外に実際の手法としてはないのじゃないかというふうな考え方をしております。

○佐藤(観)委員 もう一点だけ聞いて、ある程度抽象的な話になってしまふので、やめにしたいのですが、いわゆる経済協力と貿易との関係というものは一体どういふふうなものだろうかというのを非常に疑問に思ふのです。というのは、たとえば、いま東南アジアの話が出てまいりましたけれども、東南アジアの場合にはほとんどドルもない、ポンドもないという状態、ほとんどないという状態がありますけれども、ほとんど手持ちのドルなりポンドなりがないという状態に近いと思ふのですが、そういうところと貿易するといふ形になると思ふのです。このごろのこういう傾向を見ますと、貿易というもののいわゆる経

経済協力というものはたして一線が引けるものかどうか、その辺のところの基本的な考え方ですね。どういふふうには貿易と海外協力というものを一線を引いていくのか、また引く必要がないのか。そういうものを考えるとき、その辺の概念をやっているものがある。その辺のところをひとつ、この点に關しては最後にお伺いしたいと思つたのですが、これは三つからんでくると思つたので、通産省の貿易振興局と、できれば外務省の方にもお伺いしたいと思つたのです。

○後藤政府委員 お答えいたします。

経済協力と貿易とのからみ合いという御質問でございますが、御承知のように、この問題は相互に非常に関連をいたしております。御指摘のように、先ほど沢木局長からお答えありましたように、日本の現在与えております経済協力の中の相当部分が輸出信用の供与という、延べ払いという形になっております。これは貿易という面から考えますと、純粹に貿易面に向かう輸出あるいはこちらへの輸入、輸出入という形ではあらわれず、あくまでも貿易協力的な見地から見れば、これはまた一つの経済協力の、日本のやっております中の大きなウエートを占めておる。こういう状態でございますが、私考しますのは、経済協力というものは、究極の目標は先進国側から発展途上国に対して何らかの恩恵なりメリットというものを供与する、与えるという形というものがだんだん進んでまいりまして、結局においてはその発展途上国が経済的な開発、発展を遂げまして、先進国のレベルにまで上がってくるということ、で、そういう自分自身の力による自立というのが究極の目標となつてくると思つた。しかしながら一挙にそういうわけにはまいりませんので、その間あるいは政府開発借款の形、あるいは民間による輸出信用供与の形、あるいはまた海外投資という形をとつて、発展途上国の経済発展に資するような産業を起すための投資を行なうというふうな、いろいろな方面からの先進国側からの働きかけがあつて、発展途上国はそれらを自分

たちの経済活動の中に取り入れながら進んでいくというのが現状でありますし、なかなか急激に自分だけの力で立ち上がっていくところまで、現状ではまだいってないという状況でございます。したがつて、この貿易と経済協力というものとは相互に非常にかみ合い、密接に関連をいたしております。そのどちらの見方から見ても、これは貿易という方、輸出入の問題としてのとらえ方、経済協力という見地から見ると、こういつた経済協力というぐあいのからみ合いになつておると思つた。

ただ、しかしながら、従来にも一部にございましたように、日本の経済協力というものは日本自身の輸出を伸ばす、極端にいうならば輸出ドライブ、特にプラント類の輸出等を増すために借款を供与して経済協力を進めていくというぐあいのある一部の見方もございましたが、これはものの見方の問題であると思つた。しかし十分その点には留意しながら、ただ、日本の経済協力というのは自国の貿易を伸ばすためのものであると、さらにまた、最近特に資源の確保問題と海外投資の問題等が論議されておるの先生御承知のとおりでございますが、あの問題につきましても、日本が資源を確保したいためにその国に経済協力を進めよう、そういうぐあいの非難を受けないように、十分相手国側の個々の事情を考慮しつつ経済協力を進めていくということが、日本自身の貿易の発展のためにも、また受け入れ国側の経済発展の円滑な順調な発展のためにも必要だ、かように考へておる次第でございます。

○沢木政府委員 後進国援助というのは、要するに後進国の経済力をふやすためのものではないかと、そのためにはいろいろな方法がございますが、ピアソン報告でも指摘されておりますとおり、後進国の経済力をつける上においては、貿易とそれから民間資本の海外投資、それから経済援助というものの三つを並行してやっていくかなければだめだということを申し上げております。そこで、後進国援助と申しますのは、結局は発

展途上国に対しましてその経済の発展を助け、その結果として向こうが購買力を持つて貿易をやっていく。したがつて貿易面で特恵を与えておることも、一つは後進国に対する援助の意味を持つておるわけでございます。貿易と援助と、それから資本投資というふうなものが並行して後進国に経済力をつけていく結果になるのであるというふうな考へております。

○佐藤(親)委員 この点についてもまだまだ質問したい点があるのですが、時間がありませんので本論のほうに入らしていただきたいと思います。

私はきょうは輸出入銀行の問題について問題をしばつてお伺いしたいのですが、まず外務省にお伺いしたいのです。

この十年間のインドネシアの政情及び経済事情、これについて簡単に要点だけ御報告をいただきたいのでございます。

○沢木政府委員 御承知のように、スカルノ大統領が倒れましたのは、いまちょっと年数を記憶してありませんが、たしか一九六五年に九月三十日事件が起りました。そして次の年にスハルト政権が誕生したと思つた。スカルノ政権時代は、御承知のように軍部とそれから共産党の二またを踏まえたバランスをとつた政治ということでございまして、経済的には、後進国の常として、その結果として、共産圏諸国、それから自由圏諸国、双方から援助を得たわけでございます。その間日本といつたしましては賠償の支払いがございまして、賠償の担保借款あるいは支払ひを通じてこれを援助してまいつたわけでございます。その後スハルト政権がございましてから、国際機関の要望をいれまして、われわれのほうから見れば非常に健全な経済発展政策を目標としておるといふふうな解釈したわけでございます。そのためスハルト政権を育て、インドネシアの経済の復興をはかるために国際的なコンソーシアムが結成されて、世界銀行あるいはIMFというふうな機関がインドネシ

アの経済全体の計画についても関与いたしました。その結果、インドネシアの経済で一番問題でありましたインフレも非常におさまつてまいりましたし、将来性が非常に出てきたということから、日本といつたしましても積極的にこの国際コンソーシアムに参加いたして援助を出し、かつその機関で定められましたアプス方式に基づく旧債務の繰り延べという点についても、日本はこれに賛成いたしました。それから御審議いただく法案をもちまして債務の繰り延べをしたいというふうな関係がございましておる次第でございます。

○佐藤(親)委員 ところがどうも私は簡単にものは考えられないのです。というのは、いま局長のお話があつたように、共産党とそれから軍部とが握つていて、経済的に非常にファナティックな政策をしていたということもあつた。それから通産省の貿易振興局から出ている「経済協力の現状と問題点」という本のインドネシアの分の一、最初、「インドネシアは豊かな天然資源に恵まれてゐるにもかかわらず、スカルノ政権下において経済原則を無視した政治優先の経済政策がとられた結果、同政権末期には激しいインフレを基調とする破局的状態を呈した。これが一九六五年の九月三十日のクーデターでスハルトが政権を取つて、その年の十二月十三日には新通貨措置として、一新ルピアは旧の千ルピアに相当するといふように通貨を変えなければならぬというインフレというのに進んでいってわけだ。今度ここに出された法案というのは、このスカルノ政権下に与つた日本が貸し出した金の借款の、簡単にいへば穴埋めというか、延べ払いというか、返すのを待つてやるといふことなんですね。

そこで私はどうも納得がいかないのですが、どうしてこういふように一九六五年の十二月には新ルピアは旧千ルピアに値するといふくらいインフレの状態にまで経済が持つていけたかというところは、私は外務省御存じだつたと思つた。その他の政府の關係当局の方々は御存じだつたと思つた。それなのになぜこんなにず

るずるとインドネシアに金が出ていったのか。この点がどうも納得がいけないのですが、その点をちよつと御説明願いたいと思います。

○沢木政府委員 インドネシアにおきまして最も破局的なインフレーションが起きましたのは、スカルノ政権が倒れましてスハルト政権が誕生するまでの間、革命の期間がございました。その間はとんと経済政策につきましては無政府状態のような様相を呈しまして、その間にできたインフレーションというのが最も激しかったわけでございます。スカルノ政権時代にもある程度インフレは進行いたしておりましたけれども、その後起こったような激しいインフレではなかったわけでございます。

○佐藤（観）委員 しかし私はそれは思わないのです。何度がインドネシアも経済計画をやっております。たとえ一九六一年から一九六九年までの総合開発八カ年計画も始めようとしたのですが、これが一九六三年九月のいわゆるマレーシアの対決政策によって、イギリスなりアメリカなりの反発を食うようになった。このマレーシア対決政策が外国からのいろいろな反発を招いて、そして原材料がストップする、生産がストップする、そして外貨準備が非常に悪くなる。確かに一番激しかったのはスハルト政権ができた六五年の九月の三十日以後であつたかもしれないが、その前に、スカルノ政権の時代に十分その下地があつたわけですね。先ほど言われたように、経済そのものが非常にフアナティックなことをやっていたことは外務省もお認めになっておられるけれども、スハルト政権ができてから最もインフレは激しかったけれども、その下地というのは十分あつた、それがゆゑにかゝつてこういう国内の経済的な問題でスカルノが失脚するといふ一つの原因もあつたと思うのです。ですから、そういうことから考えて、それは政治的な混乱の中で、クーデターの直後は最もインフレは激しかったかもしれないけれども、それ以前においてもその賠償は十分使われていない。スカルノ個人用のヨットが賠償で買わ

れたり、あるいはきれいなホテルがつくられたけれども、ちよつとも使われないというような状態もあつたことは、外務省十分御存じだと思つたので

そういうふうな考えますと、今度の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例に関する法律案の中身に出てくる金額というものはスカルノ債権である以上、しかもつづさに調へてみれば、スカルノ政権下のインフレの状態がかなりひどかつたことは私は外務省もお認めになると思つたのです。それなのになぜ日本の借入金というものがほとんど供与されていったのか。それがどうも納得いかな

い。いまの御説明だと、スハルト政権になってからのほうが最もひどかつたとおっしゃるけれども、この五年間新規援助としてまた、四十一年七月一日以降五回にわたつて新規援助がスハルト政権になされておる。そうしていろいろな報告によれば、いま経済が安定に向かい、さらにテークオフ—テークオフとまでいふかぬでしようけれども、とにかく軌道に乗つておるのだとおたくの報告書には二、三書いてある。確かに直後はひどかつたけれども、そんなに激しいインフレがこの五年間にすぐになくなるものとは思われない。これはやはりスカルノ政権下におけるインフレというものが何といつても基盤になつておると思つたのです。そこに日本がこれだけ、三十年年賦という長期にわたつて援助というか、延べ払いを認めなければいけないような状態になるまで金を貸し出していたという状況、それがどうも私は理解できないのですが、その辺、もう一ぺん御説明をお願いしたいと思います。

○沢木政府委員 スカルノ政権時代に与へました借金は現在の借入金と違ひまして、その返済について賠償支払いを担保として出しましたいわゆる賠償担保借入金でございます。賠償につきましても、これがあつた意味において戦争の償いであるといふような意味合いも持ちまして、もちろんその効果としては相手国の経済発展に寄与する効果もあるわけでございますが、その年次計画取りきめの交

渉その他におきましても、できるだけ相手国の意思を尊重するといふ態度で内容を交渉してまいつております。したがひまして、現在与へておりますような日本の主導的な援助とその当時の賠償を中心とする援助とは、その質におきまして根本的に違つたわけでございます。

○佐藤（観）委員 ちよつと資料的に伺ひたいのですが、いまよりあつた本年度四十二億円ですか、政府出資の要請が出ておるわけですか、それとも、つまり戻つてきてないお金、昭和四十一年六月までに総額二百二十七億円ですか、累積してこれだけになつたわけですか、その年度ごとの資料というのがございますか。それをちよつと教えてください。

○稲村政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

スカルノ政権時代の借金は、ただいま外務省のほうから御答弁いただきましたとおり賠償担保借入金ということで、これは賠償の支払いによつて完済と申しますか、きれいになつておるわけでございます。それに対していま御審議をいただきたいしております法律案に關連いたします借金は、これは民間の延べ払いの借入金でございます。これはスカルノ政権の時代に輸出等でおりました延べ払いが——この前の予算委員会のおきに愛知外務大臣から、輸出代金保険の引き受けが総額で大体一億八千五百万ドルぐらゐつたといふ御答弁をいただいたと思ひますが、これは保険ベースの数字でございます。実はこの中には現金でないもの、つまりプロダクション・シェアリングと申しますか、生産物でもつて返つてくる、こういうものがございます。それからまた、実は船積みをしたまま、その前に、いろいろないまのような状況で、これは焦げつき債権になるといふかぬといふことで政府といたしまして船積みをとめてまして、つまり保険のあれをとめたことがございます。これは実はほんとうの意味の債権にならない、こういうものもござります。それで、そういうものを引きますと実際の信用供与額と申しますものは大体

九千六百九十万ドルぐらゐであつたわけでございます。これに對しまして、四十二年から三年にわたりまして、実はスハルト政権になりましてから國際的に、そういうインドネシアの旧債務を——先ほど外務省のほうから御答弁ありましたように、債務の救済をしてやらないとインドネシアの復興がうまくいかないといふことで國際的な會議が毎年開かれました、それによりましてすでに、御承知のとおりと思ひますが、元本で五千八百八十万ドルにわたる——三回にわたつておりました、六七年が四千五百五十万ドル、六八年が六百九十万ドル、六九年が六百四十万ドル、合せて五千八百八十万ドルをリファイナンスといふことでした。したがひまして、先ほどの九千六百九十万ドルあつたわけでございますが、そのうちの五千八百八十万ドルはそういう意味の三回にわたりますリファイナンスで処理されました、そのほか實際に回収のあつたもの等もござります。したがひまして、一九七〇年十二月三十一日現在におきましては、中長期の民間信用として残つております額は千六百九十万ドルでございます。

○佐藤（観）委員 時間がないので、突き詰めてお話をしたいのですが、いま九千六百九十万ドル、これは民間の延べ払いの簡単にいへば輸出銀行の肩がわりだと思つたのですが——ちよつと肩がわりという意味が違つてもいいかもしれませんが、そうすると問題になつてくるのは、先ほど私が申しましたような政情の中でほとんど民間がインドネシアに延べ払いの貿易をしてきた。私に言わせればそういうものをルーズに許してきたところ、一つの問題があるんじゃないかと思つたのです。それで、きょうは輸出銀行の方は見えておりますので、ちよつとお伺ひしたいのですが、おたつの業務内容というのは輸出銀行法の第十八条に書いてあるわけですが、私もきのうずいぶん読んでみたのですが、つまりこういう場合には輸出でも輸入でも融資をしてはいけないといふ項目はおたつの銀行法にござりますか。

○石田説明員 御質問の点は、こういう場合といふふうなぐあいには書いてございませんとはいえませんが、輸出銀行法の規定をいたしましては、大体輸出銀行がファイナンスする場合において償還確実と見込まれる貸し出しだけがでる、こういうことになっておりますから、結果的にはいまのようなぐあいにあります。結果的には、何でそんなことをやっておったのか、こういう問題が起るのだらうと思ひます。

○佐藤委員 そうなんです。起るのですよ。これだけの額を結局集つてつきと見ると、輸出銀行が肩がわりさせられる。よくよく見ると輸出銀行は法的には、国際金融のことですからおそらく大蔵省の国際金融局が貿易に關して許可をおろすんだと思ひます。そうしてそれに対してなお輸出銀行がチェックをできないのか。こんな融資は輸出銀行の業務内容からいってとてもできませんと言ふことはできないのかと思ひますが、その辺が法的に何もないように私が見た範囲ではあるのですが、輸出銀行は、大蔵省がそれは延べ払いがまわぬということではんことを押してきたものに対して、いや私の銀行のほうではできません、そんなあふないところにそんな多額の金を延べ払いすることなんかできませんと言ふ、断わる権限というのは法律にありませんか。

○石田説明員 いま申し上げましたことを徹底的に言いますれば、こういう貸し出しができないと言ふことができないんだらうと思ひます。ただ、政府機關といたしましてそういう問題を実際問題としてどうするかという問題になりますと、結果的にはこれはだめになつてしまひましたけれども、その段階においてだめであるかどうかという判断はなかなかむずかしい問題でございます。この問題に關しましては、われわれのやつております業務の内容を申し上げますと、あふないようになつては思ひます。それは政府に申し上げるべきです。そのときに政府がどういふふうな扱いをされるかといふと、現実問題といたしましては、われわれの業務をやる上におきまして、まず政府

が輸出許可とか輸出保険をつけるとか、こういう問題が先行しておるわけでございします。これが輸出許可をしないとか、あるいはわれわれがちょっと心配でございますという場合に政府が輸出保険をやめてしまふとか、輸出自体をやめてしまふというところでございます。われわれとしては十八条の二、償還確実というのを運用する上において非常に楽なわけでございます。ところが現実問題といたしましては、先ほど来いろいろ貿易とかあるいは海外協力という問題がございします。このけじめをどうしてつくるのかという問題があり、なかなか現実問題としてむずかしいございします。したがって、われわれがやりまして、輸出銀行に貸したかということにつきましては、これは心配でございます。このことを申し上げておるわけではございしますけれども、しかし実際問題として輸出の許可があつた、輸出保険として引き受けてしまつた、そういう場合に、輸出銀行法というものがございまして、民間の資金だけではそれができないということになります。すべての責任を輸出銀行が持つて、この国はだめだという判定をするだけの自信がなかなかないわけでございます。したがって、大体政府のほうもだれいふふだという前提で輸出許可をし、輸出保険をしておるといふ以上におきましては、その範囲内においてわれわれは融資をする、そういうことでやつてまいつたというのが実情でございます。

○佐藤委員 そうしますと、いまの御答弁で、あふないとかあるいは心配だということがわかつていても、政府にそれは参考意見としては述べられるけれども、具体的におたくの輸出銀行法の中には、それに対して、いや、これは政府が保証をつけたとしても銀行としてはできませんと、つまり輸出銀行の意思を明確に権限として与えられてはいないというふうに確認してよろしうございしますか。つまり逆にいえば、政府がこういうふうに認めて持つてきたならば、それはもちろんあふないという参考意見は言うけれども

も、政府の貿易保険なり何なりがついてることだからこれはやるんだという、簡単にいへば事務的行爲しかおたくのほうの権限の中にはないといふふうな判断してよろしうございしますか。

○石田説明員 これは、権限があるかないかといふのは、償還確実といふものでなければ貸し出しはいけないといふものの解釈にかかると思ひます。それを引用いたしましていやだと言ふ権利があるのだといふことは、私はいえるのではないかと思ひます。しかし実際問題として、普通の民間機關じゃございせん、政府機關としてやつております場合には、輸出延べ払いの場合におきまして、あるいは円借をやるといふ問題につきましても、政府の行爲が先行しております場合にございましては、われわれとしては意見は言ひますけれども、それがございしたという、それが国際協約になつたとかあるいは国際慣行であるものを、輸出銀行だけでストップしてしまふということがいかに悪いかわかりかねると思ひます。

○佐藤委員 時間がたつたので一問だけ。いやだと言ふ権限はあるといふふうにお答えになつてゐる。それから政府の行爲が先行してそのあと——国際慣例もあるでしようし、確かにあると思ひます。私がお伺ひしたいのは、おたくの輸出銀行法の中にそれをノンと言ふ権限があるのか。あるいは、政府のやつてきたことが先行してゐるんだから、それならば政府の言うとおりにやらざるを得ないやうな、悪いことばになるかも知れませんが、それは事務的な処理しかできないのか。法律的に十八条の逆の面です。こういうことはできるけれども、こういう場合にはこういうふうにしちやいけないう項目はおたくの輸出銀行法にはないと思ひます。私の見た範囲では、それは解釈的には總裁はあるのだと思ひます。それは法的にはないといふ話ではないでしよう。その点を確認して、いよいよ話は佳境に入つたところで残念ですけれども、この際留保して、統けてやらしていただきたいのです。が、その点ちょっと確認していただきたいのです。

す。

○石田説明員 これは御承知のとおり、法律といふものは政府がおつくりになつて、それに従つてわれわれが……（政府がつくつたんじゃない、国会がつくつたんだ、冗談言ふな）と呼ぶ者あり。国会でもつてございしますけれども、そういうところでつくりだしたものでございまして、輸出銀行がつくつた法律ではございませぬ。したがって、その法的な解釈といふものは、われわれとしては、政府がこれだといふのだといふことになつてしまふ。いまの権限の問題についても、われわれはわれわれなりに、政府の言ひなりの形になつてはいけないうので、われわれはこう思ひます。これはその案件が起つてくるたびに申し上げておられますけれども、しかし、それを最後に、これでやれるんだからこうやれと、こう言われるならば、やはりそれに従わざるを得ない、かように思つておる次第でございます。

○佐藤委員 残念ですけれども、これはちよつと途中にしまして、参考人の方が見えまして、さらに質問を続けさせていただくことにして、私の質問を中断させていただきたいと思ひます。

○毛利委員長 これより、両案について参考人からの意見を承ることといたします。大来参考人には、御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。何とぞ両案につきまして忌憚のない御意見を述べくださいますようお願い申し上げます。なお、参考人の御意見は、初めに十分程度お述べいただき、その後は委員からの質疑により承ることといたします。大来参考人。○大来参考人 本日、御依頼を受けまして経済協力問題について申し上げるわけでございしますが、十分間でございますので、あるいはいろいろな点

につきまして後ほど御質問がございました場合に補足をさせていただきますと考えております。

基本的に、私もこの援助の問題、いろいろ関係しておりますけれども、なぜそういう低開発国の援助が必要なのかという問題につきまして、これは一昨年のピアソン委員会、あるいは昨年の国連開発の第二次十年のストラテジー、一般にティンバーゲン委員会、こういったものに私も委員として参加しておりましたので、おりに触れてそういう議論が出てまいったわけでございます。日本でもいろいろ問題がございまして、国際的にもいろいろ問題があるわけでございます。それぞれ国によって援助を始めた動機というのはいろいろございまして、たとえばアメリカの場合には東西冷戦というようにかなり影響したと思っておりますし、あるいはイギリス、フランスの場合には旧植民地との関係というように思っておりますし、あるいは日本やドイツの場合には経済協力というのが輸出促進の手段でもあるというふうな点が、かなり援助を与える理由といえますか、動機にもなっておった点があるかと思っております。また、世界各國、こういう援助活動、あるいは低開発国のほうではこの援助を受ける経験というものが、戦後二十年間か積み重ねられてきたわけでございまして、いろいろいまでも見方はございまして、けれども、私どもあるいは開発問題の専門家、国際的に考えましても、一般に現在の段階でいわれておりますことは、やはり豊かな国が、金持ちの国が貧乏な国を助けるという性質のものではなくて、地球の上からできるだけすみやかに貧困を追放したい、ことに非常にミゼラブルな人間として生存水準以下で暮らしているような人たちが世界の人口の半分以上を占めているという状態を一刻も早く終わらせたい、またそれを終わらせるだけの経済的な力は人類社会にも十分でございまして、おるとい認識からしまして、金持ちの国も貧乏の国も協同して世界からこういう悲惨な貧困を追放するんだ、それと協同事業だという考え方がやば

りだんだんと強まってきておるように思っております。各国も国内の政策におきましては、それぞれ国内から貧困を撲滅するということが、所得の再配分とか社会保障とか、いろいろな形で政策がもう当然のこととしてやられておるわけでございまして、これは、これだけ交通通信の発達いたしました現在の世界におきまして、さらに国境を越えて世界から貧困の撲滅をするのだという考え方がやはり何と云っても一番基礎になるんじゃないかと存じます。

なお、もう少し具体的な点になりますと、援助と貿易との関連がございまして、従来から援助が貿易かというふうな議論もあるわけでございまして、私ども最近の段階で考えておりますことは、経済が非常に貧しい国、たとえば一人当たり所得が百ドルを割るような国につきましては、援助の要素が依然として非常に必要である。ソフトな緩和された条件、あるいはグラントを含めたものを先進国としては相当提供しなければならぬ。だんだんと経済が発展いたしてまいりまして経済成長が加速してまいり、所得水準も上がってまいります。そのような段階になりますと、これらの国々に対してはトレード、貿易の面がだんだんと重要性を示してくる。資金援助のほうは次第にコモディティな援助としてもやっていける。ただ、そういう国々からの輸出に対して先進国が市場を開放するということが、ますますこれらの国に対しては重要になってくるのではないかと考えるわけでございます。

さらに、たとえば人口問題でございまして、人口問題について、先進諸国の間には、貧しい国々に援助を与えても、これらの国々で人口が年に二・五％も三％もふえるということでは、結局援助や経済成長がございしても人口増加に吸収されてあまり一人当たりの所得は上がらないじゃないか、だからまず援助を受ける国のほうでしっかりした人口政策を持つべきだという議論が広く行なわれておるわけでございまして、私どもも、とにかく年に三％もふえるような状況が続きます

と、二、三十年でその国の人口が倍増するということ、こういう状態が続いていることは世界全般として非常に問題でございまして、人口問題を重視するのは当然でございまして、各国の一面、客観的な事実といたしまして、各国の例あるいは日本の明治以来の実績を振り返ってみますと、所得がある程度上がってまいりますと人口増加率が急速に下がっていくという現象がございまして、つまり、経済の発展と人口の動態の関係ということがどうも見られるように思っております。

大抵、所得の水準で申しまして一人当たり二百ドルないし三百ドル、その辺に到達いたしますと出生率が急速に低下してまいっております。日本でも大抵大正の半ばごろから出生率の低下がかなり始まってまいりまして、戦後これがさらに急速化したわけでございまして、他の国々でも似たような現象が見られるわけでございまして、最近の例では、シンガポールあるいは香港、台湾というふうな国が、大抵所得の上昇に伴いましてこの十年間に出生率が半減いたしております。千人当たり四十三、四人というところから千人当たり二十三、四人というところへ下がります。さらに低下を続ける可能性がございまして、そういった状況と、とにかく人口計画をしっかりとやらなければ援助をやっても意味がないという議論よりも、むしろこういう非常に貧しい国々に対しての援助によって、何らかの形で、たとえば所得百ドルの水準から二、三百ドルの水準に、できるだけ短い期間で移ることができれば、そのこと自体によって人口問題解決の可能性が非常に強まっておりますというふうな事情もあるわけでございまして、世界全体からの貧困の追放、あるいは長期的に見た世界の人口問題の解決というふうなことも含めまして、やはりいまの段階におきまして、経済的に相当余力のある先進諸国が援助を提供する、その援助をできるだけ経済の加速的な発展に役に立つような形で提供することが望ましいのではないかと、そういうふうに考えるわけでございまして、ごく一般的なことを申し上げたわけでござ

いますけれども、また御質問がございましたらお答えいたしますと存じます。

○毛利委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 時間が限られておりますので、一問だけお伺いをしたいと思いますのであります。

すでに先ほど出ておりますけれども、今後わが国は、昭和七十五年を目途としてGNPの10%の海外経済協力を行なう、こういうことを政府は方針として決定をいたしておるわけであります。今後の経済協力のあり方というものは、政府ベースのもの、それから民間ベースのものは、それぞれその様態も、インドネシアにありますが、商品援助のようなもの、プロジェクトの援助、技術協力と多岐にわたっておるわけでありますけれども、簡単にちよっと10%といえどもたいへん大きな額に達するわけであります。今日そういうことを発表するためには、もう少しバックグラウンドの整備といえますが、そういう一つのマスタープランが何かないことには、行き当たりばったりに処置をしていくことでは非常に問題があるんじゃないか。特に国別の問題を一つ取ってみても、どこかの国だけにきわめて集中的に援助がいつておるというふうなことも、ある地域全体の問題として見て、その地域におけるナショナルイズムの関係から見て非常に問題を残すことになるのではないのか、こういう感じがするのでございまして。

そこでひとつ、大来さんがこれまでのいろいろなそういう関係の面から御判断になって、そういう約束といえますか声明をすることは、私はそういう方向で努力をすることはいいと思っておりますけれども、はたしてそういうことが実際にいけるのかどうかという裏づけの問題に非常に重要な問題が残されておるのではないかと、こういう感じがいたしますので、今後のそういうプログラムの立て

方といひますか、基本的なものの考え方——政府ベースのものといひるのも、さつきお話をありまして、大体これまではひもつきの関係になつておりましたから、ほとんどこれは貿易に結びついてきておる。その結びついた結果がいろいろな反響を起すので、今度はエイド・アンタイングになるようでありませうけれども、それはいつてもどれだけそうなるかという点も疑問がありますので、これらの点も含めてお考えをお伺ひいたしたいのであります。

○大来参事 其の二問題につきましては、一つは国連の場その他の国際的な要請というのがございます、外からくる要請という点がございます。

ただいま御質問のございました、それではその程度にいく可能性といふものはどうかという点でございますが、御承知のように現在の二問題、これは厳密にはOECDのDAC等ではリソース・フローと申しますか、先進国から後進国への資金の流れの総量というよりな表現をしておりまして、必ずしも援助と申しておられないわけでございます。

日本の場合には、そういうトータルな資金の流れの約三分の一が政府関係というように、延べ払い信用あるいは民間投資部分が多なりわけでございます。いわゆる政府ベース援助の関係につきましては、日本政府もまだ公式なコミットといひますか、約束をいたしておりません、極力GNPに対する比率を上げるように努力するといふふうに言っておるうちに存じますが、これは私個人の意見でございますけれども、一九七五年、昭和五十年にそういう民間部門を含めた全体の後進国に対する資金の流れが日本のGNPの二%に達するといふことは、客観的にもかなり可能性のあるのではないかと、つまり、日本側の主体的な条件をいたしたとしても、ますます資源の海外依存度が高まらざるを得ない、あるいは資金的な援助をしなければならぬ、あるいは資金的な援助をしなければならぬといふようなケースが

ますますこれからふえるかと思ひます。また輸出の面におきまして、だんだん輸出内容の高度化といふことが起こりまして、単なる製品輸出からだんだんプラント輸出的なものが相対的にふえてまいりますと、これには輸出の延べ払い信用をつける必要があるといふようなことで、全体の資金の流れがGNPの二%に到達するといふことは、客観的に見てもかなり可能性のあるのではないかと、最近、西ドイツなどといふ傾向が顕著に出ておるようになつてまいります。

いま御指摘の点で、援助の計画の問題でございますが、これは民間部門につきましては、計画といふよりもかなり予測的な要素が強いと思ひます。政府部門につきましては、いまの二%のフローの中でどの程度政府ベースのものにするか、これはピアソン報告ではGNPの〇・七%というように勧告をしておりますが、日本の現在の状況から申しますと、GNPの〇・二五から二六くらいでございますので、これを急激にそこまで上げるといふのは事実上相当無理がございます。

またこの政府ベースの援助の分についてはかなりソフトな条件でやらなければなりませんから、それだけ国民の租税負担の中からまかななければならぬといふ分がふえてまいります。そういう点がありますので、これは結局、政府ベースの援助は政府がおきめることとございまして、基本的には、日本の対外的な関係等からいひまして、多少租税の負担が増大いたしました。これもこの政府ベース援助をふやす、そのことがやはり日本の対外的な関係におきまして、あまりに商業的、経済主義的であり過ぎるということ、それから相手国の経済情勢から見ますと、やはり相当長期低利の援助を与えさせないと発展が軌道に乗りにくいといふような事情もございまして、その辺は逐次上げていくことが望ましいのではないかと、これは地味別、地域別の計画といふことは、これはできればやるべきことだと思ひますが、ただ、その対

外的関係がございまして、これは他の援助国などの従来の経験で、政府が全く内部的に検討しておくと、これは必要だと思ひますが、それを公表するといふことになりまして、対外的に向こう側に響いてまいりますので、その辺の扱い方はかなり慎重に扱わなければいけないのではないかと、そのういふふうな考えをわけでございまして。

○毛利委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 大来先生に二、三お伺ひしたいのであります。

海外経済援助の問題につきましては非常にむずかしい問題がたかさんと思ひわけでありまして、その中で、日本では国際的にも、一九七五年四十億ドル、対GNP二%の援助をいたしますといふことを表明をされておるわけで、新しい段階を海外援助の問題について日本では迎えていると思ひるのであります。

「毛利委員長退席、上村委員長代理着席」

そういう中で、この十年間のいわゆる先進国による低開発国援助といふことについて、最大の役割りを果たしてきたと見られるアメリカのニクソン大統領がこういふことを言っているわけですね。ちよつと読んでみます。「開発についての挫折と失望の多くは、計画の失敗からよりもむしろ、結果と期待との間のギャップから生じてきた」、さらに「マーシャルプランの劇的な成功を思い起こして、われわれは、他のすべての人にとって何が最善であるかを知っており、われわれはそれを実現させよう、また実現させるべきだと時として想像してきた。しかし、経験によつて、われわれは、それができないことを知った」といふ、まさにいわゆる低開発国援助に対する先進国側の失望といふものを、これはど適切に言ひあらわしたことは、これはないのじやないかと思ひわけでありまして。その反面、後進国のはうでは、やはり挫折の十年だといふようなこともいわれるといふ面もあるわけですね。そこへもつてきてニクソン大統領のグアム・ドクトリン以来、依然としてやはりアメリカの援助の構想として、まず第一に「他国の安全

保障を支持し、これによりアメリカの安全を強化する」「人道的救済の手をさし延べる」「発展途上国の長期的な経済的社会的開発を促進する」、こゝういふようなことで、それぞれ安全保障援助、人道的援助、開発援助、こゝういふ三つに分けてアメリカはこれからの十年やるのだといふことをニクソン大統領が言つて、そういう計画がいま進んでおるわけですね。しかも今日のアメリカの相対的な世界経済における地位の低下、ドルの信頼がだんだん薄らいでくる、一種のドル危機状態にもあるといふ、こゝういふ状態の中で、低開発国援助等につきましても、西ドイツであるとか日本にある程度肩がわりさせようといふような考え方もすいぶん強く出ておるわけですね。

そういうものを受けて、どうも日本のこれから、新しい時代を迎えた、四十億ドル目標といふものを実現しようといふ中で、こゝういふ日米の今日までの関係の中から、そしてまた安全保障条約体制で結ばれている日米の関係で、その一つの側面的な立場で海外経済援助といふものが行なわれるのじやないか。そこで私どもが気になるのは、やはり安全保障援助であるとか人道的援助であるとか、これはやはりアンタイングの経済援助の質における問題が非常に大きな問題になつていくけれども、こゝういふ問題は、人道的援助になると、安全保障という立場になれば、これは発言力、それから地歩の確保という政治的支配の色彩といふものが非常に強くなるし、これはことばでアンタイングと何ほいしてもさういふものはぬぐい去れないだらうと思ひます。日本のこれから大型化した、アメリカの相当部分を肩がわりしていくといふような意味もあつてのこと、これはないとはいひ切れないうらうと思ひます。これからの日本の援助のあり方といふものと、いままでの、ニクソン大統領がさういふように失望を外交文書において表明するといふ事態にならないために、日本の援助の正しいあり方といふこ

とについて、先生のお考えをお示しいただければ幸いですと思つておられます。

○大衆参事人 たいだいま広瀬委員から御質問ございましてアメリカの問題でございますが、確かにあの教書でも言っておりますように、マーシャルプランが、いつてみれば予想以上の成功を示したという点がございまして、ただこのマーシャルプランの場合には、人的にも物的にも高度の工業国の基礎がございまして、一時的に戦争によって破壊されたものを復興するという事で援助の効率が非常に高かつたわけでございますが、その結果をあまり機械的に今度は世界の低開発国援助に延長して考えたという点があるが、その後なかなかうまくいかないということになりました一つの原因に確かになつておると存じます。ただその点は、援助を与えた国々の、特にアメリカの政府当局の世界の低開発国問題、貧困問題に対する考え方が多少甘かつたといひますか、そう簡単に貧困を除去できる問題ではないといふことの一つのあらわれだつたかと思ひます。だんだん最近になりますと、もつともつと根の深い問題であり、もつともつと長期、根本的に取り組まなければならぬ問題だといふ認識は、援助を与える国々の関係者の中にも強まつてきておると思つてございします。

各国の動きといひましては、アメリカはそういう一種の挫折感がございますことと、同時に、国内で御承知のように都市問題その他非常に国内中心の問題が山積しております、アメリカ国民全体の気分が内向的と申しますか、多少内向きになつておるうちに私も思ひます。援助につきましてもやや消極的な傾向が見られるわけでございます。ただ、これも時代とともにまた変わつていく可能性がございまして、昨年の十一月、実はワシントンで世銀のマクナマラ総裁に会いましていろいろ援助問題の話をしておりましたときに、マクナマラ総裁は、いまアメリカの援助問題の考え方は最低だけれども、この五年の間には相当積極的な方向に向かうだろうと自分としては考

えておりますといふことを言つておりました。これはもちろんどうなることかわからないことでございますけれども……。

それからイギリスとフランスは、先ほどちょっと申しましたように、戦後続々属領が独立いたしました、その後いろいろな面で技術援助をやるというふうなこともございします。英語やフランス語の教師の派遣といふこともその援助の中に入つておるわけでございます。だんだんこつこつ旧植民地の独立化が進むに従ひまして、そういう面からする援助も、どちらかといふと横ばいきみないし場合によつては減るという事で、英仏の場合もこれは一割をだいたひ上回つておつたわけでございますけれども、だんだん、むしろGNPに対する割合としては多少減つていくような傾向がございします。

一方、北歐諸国とかカナダとか、こういう比較的小国ではかなり積極的な動きが出ておる。これはあまり直接的にからんだ問題ではなくて、国内で突き上げも相当あるというわけでございます。オランダとかスウェーデンなどでは学生運動で政府にデモをしかけて、政府はなせもつと積極的に低開発国援助をやらないのかといふデモがときどきあるというふうに聞いております。

それからドイツ、日本は、戦後急速に経済力が高まつてまいりまして、そういう点からだんだん援助を積極化する余裕といひますか、力がつてきたといふような事情で、世界的に見ましていろいろ国によつての動きはあるわけでございますが、従来はアメリカが全体の資金の流れの半分前後を占めておりましたので、このアメリカの援助努力が停滞的だといふことはかなり世界的に影響があるわけでございますが、日本はその問題と別にいたしまして、世界の先進国の中でまわりの全部低開発国だといふのは日本だけかと思ひます。そういう意味で日本は地理的にも特殊な立場がございします。それから日本自身の経済の性格から申しまして、貿易なり資源なり、海外の依存度が高いといふ事情から、やはりそのまわりの低開発諸

国との友好な関係を維持していかなければ日本経済自体にもいろいろな障害が出てまいるという事情もあるように思つてございまして、これはむしろ、アメリカの肩がわりといふことよりも、日本自身の必要に基づいてこの援助問題を自主的に考えることが非常に大事かと存じます。

で、いろいろこの援助問題に関連いたしまして、あるいは、民間の投資、民間の貿易活動といふようなものに関連しまして、批判的な見方も低開発諸国で出てまいる面もございします。私もさうだつて、昨年、南米諸国、アンデス諸国に呼ばれて、いろいろな会議で議論がございしましたのですが、その際、日本はこれからだんだんと海外に投資をしたり援助をふやしていく段階にあるので、いわばある意味ではフリーハンドなんだ。できるだけ現地のナショナルイズムと——その低開発国自身は先進国の進んだ技術とか経営の経験といふものはどうしても学ばなければならぬので、この先進国側の、たとえば民間企業の活動と現地のナショナルイズムと調和してやつていくような新しい海外活動、経済活動のやり方を日本はひとつ考へてもらえないだろうかといふような意見を、南米の学者の方々に言われたこともございしました。

「上村委員長代理退席、委員長着席」

それで、民間の接触といふことが必ずしも現地の国々にとつてマイナスといふことにはなりませんので、たとえば紡績機械あるいは繊維機械を輸出するので、これは民間の延べ払い輸出だ。それに伴ひまして紡績の技術者が現地に派遣されます。これも機械の代金に入つてゐる。これは純粋にコマーシャルな活動でございしますけれども、結果的には相手の国に綿紡績の種が植へられ、しかも、民間ベースでございしますと非常にコストとか能率を当然考へるわけでございますから、その結果相手の国の紡績産業がコストの安い、輸出競争力もある、外貨の獲得もできるということになる場合、これは日本のコマーシャルな条件でやつたことではございしますけれども、結果的に相手国の経

済自立、輸出増進に役立っておるといふケースもございします。反面、いろいろな国際機関あるいは各国で非常に低利長期の援助をやつたけれども、それが大きなダムをつくる、そのダムがその国の経済の実情に合わない、必ずしもその援助としてやつたプロジェクトが外貨を生み出す、輸出を伸ばすといふようなことに役立ってないといふような場合もございします。この援助が、民間ベースは日本だけが得をするのだ、政府ベースは相手国の立場を主にしてきたものだといふふうに、必ずしも割り切れない点がございします。

私どもの感じから申しますと、日本はこういう資源の乏しい国でこれだけの輸出、特に工業製品の輸出をつくりあげてまいりまして、経済発展にかなりな程度成功したわけでございますから、こういう経験を自分たちの国にも取り入れたいという気持ちには各国に非常に強いわけでございます。それが、その活動の相当部分が民間ベースであることも、ある意味では相手国にプラスになる面がいろいろあると思つてございしますが、ただ、その面だけがあつたにきわだつて大きいとやはりいろいろな反発を招いてまいりますので、先ほど申しましたように、オフショールな公的な援助ベースを拡大いたしまして、日本人の納税者が負担しながら、その相手国の経済発展のために相当な犠牲を払つておるといふ、民間ベース、政府ベースが相伴つて相手国に働きかけるような姿、こういうことが望ましいんじゃないかといふふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 ありがとうございます。

アメリカの経済援助はマーシャルプランを除いて必ずしも成功でなかつた、そういうことで、やはり日本としては相手国のナショナルイズムの反発を招くような形でやつてはいけないうんだという御趣旨の御発言と理解するので。

もう時間がないので、一つだけ御意見を伺つておきたいのですが、総理の諮問機関として対外経済協力審議会の意見が十二月二十三日に出されておるわけですが、その中で、今日この対外援助

問題がきわめて各省ばらばらに行なわれている。

先ほど堀委員からも、マスタープランをやはりしっかりとつくりたいという形が必要ではないかというところもあったわけですが、担当大臣を置いたほうが望ましい。開発協力行政の一元化、簡素化、実施機関の強力な推進、こういうことではないならば、対外開発協力省あるいは庁というより、ものをやはり日本でも設けるべきではないかという趣旨の中間答申——まだ中間答申の段階だと思ふのですが、そういう意見も出されて、政府も十分検討されたい、こういうようなことがいわれておるわけなんです。現在の日本におけるこの経済協力が各省にばらばらにまたがったこのあり方から、われわれが国会でこういう問題を取り上げるについても、そういうものが一元化されて、新しい時代を迎えた経済協力についての一元的な強力な機構というものが整備をされる必要があると私も考えるわけですが、先生の御意見はいかがでございますでしょうか、これだけお伺いします。

○大来参考人 私もただいまお話のございました対外経済協力審議会の委員をやっておりますので、この勧告につきましても多少関係してまいりました。

関係各省が非常に多くございまして、従来、歴史的に考えてみますと、いわば外からのいろいろな要請が個別的にやっております。それに日本の政府としては受け身で対応していくというより、なケースが多かったように思ふのでございます。しかし、いま御指摘のように、だんだん日本の経済協力——これは私も、名前としても今後、経済協力というよりも開発協力というよりな考え方、のほろがよろしいと思ふのでございまして、文化、医療その他の協力を含めまして、広い意味での相手国の開発発展に協力するという意味でございまして、そうなるまいりまして、しかも全体の資金の流れが七五年に四十億ドル前後というふうなことが予想されるようになりますと、この開発協力政策がどこかで統一的に考えられる必

要が非常にあるように感じておるわけでございます。もちろん実施の場面になりますと、農業がいろいろ交通があり、あるいは産業面があり、いろいろございまして、どうしても所管の役所に分かれることはこれは当然だと思ふのでございまして、私、個人的な意見といたしましては、できれば国内に担当の閣僚が一人おられる。それはほかの省と兼務される場合もございまして、けれども、最高の意思統一というものが政府としてできるようなことがいいんじゃないか。省がいいか、庁がいいか、あるいは行政委員会的なものがあるのいいの、これはいろいろ行政機構全般の問題ともからんでまいりますけれども、担当大臣と最小限の何らかの意味の事務局——事務的レベルで処理できるものは各省間で処理されてよろしいわけでございますが、いろいろ方針に関する問題と各省間の調整が非常に困難な問題とかがいふのは、そういうところで統一的に処理されるということが必要な段階になっておるように思ふので、審議会の委員の方々も大体そういう御意見で、この勧告になったかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 どうもありがとうございます。

○毛利委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 大来参考人にお伺いいたしますが、先ほど、経済援助と人口問題というのは非常に重要な影響がある、こういうお話を伺いました。が、具体的に、相手国が自発的にこの人口問題に取り組んでその価値効果を考へていけばこれは問題ありませんけれども、これを受け入れる国が実際に人口問題、人口政策を経済援助、開発と並行して行なっていくためには、援助国から口入れをすることも内政干渉、こういうふうなことになるまいりまして、あるいは国連機関等でやっております、どういふ方法があるか、こんな点をお伺いしたいと思ふのです。

○大来参考人 人口問題につきましては、国連の人口問題についての総合的な活動をするような機構を整備するとか、国際機関を通ずる動きのほうで、直接援助を与える国からの働きかけよりも、受け入れ側にとつてみれば受け入れられやすいという事情があるかと思ひます。アフリカ、中南米等でもよく聞きますことは、先進国が人口問題をやましく言うのは、われわれの人口の増加を抑えて、いまの先進国の支配力を維持しようという陰謀だというふうな意見もいろいろございまして、そのほか宗教的なカソリックの問題等もございまして、なかなか人口問題はデリケートな点がございます。国によりまして、たとえばインドネシアなども担当の省を設けて閣僚も置いておるというふうなことで、だんだん積極的に取り組もうという動きは出てきております。

ただ、先ほど申し上げましたことと関連いたすわけでございますが、たとえば非常に貧しい国で所得が百ドル以下というふうな場合には、お医者さんの数も非常に少ない、病院のベッドの数も非常に少ない、農村は電灯がなくて夜は真っ暗だ、交通通信も発達しておらない、貧しいからやはり小学校その他の就学率も低いというふうな条件が基本的なございまして、いろいろ上から家族計画の活動を働きかけようとしても一般の民衆に浸透しない。その結果成果があがらないという点があるように思ひます。それが所得が二、三百ドルをこえるような段階になりますと、いま申しましたような不利な条件がかなり緩和されてまいりました。家族計画の呼びかけが一般の民衆に届くようになる。これはもちろん各個人の自由意思の問題でございますから強制はできないけれども、いろいろな手段が効果的に届かなければいけないわけでございます。そういういたしますと、所得が上がるというところは結局そういう対策が働きやすくなる。その結果急速に出生率が下がってくるというふうなものになっておるかと思ひます。

もちろん、これはアジア地域におきましては、先ほど申しましたように、もうすでに実績がかなり顕著でございますが、ラテンアメリカではまだあまりそういう結果が出ておりません。これはやはり宗教上の問題とか、あるいは所得分配が非常に上層に片寄っているとか、いろいろな理由があるのではないかと思ふのでございまして。しかし、人口問題をどういふ経済的、社会的な関係から取り上げようか——従来はどちらかというと医学的な面からのアプローチが中心になっておりましたが、経済、社会の問題から総合的に考えるということがわりと弱かったのではないかと思ひます。そういう点が一つ重要な点だと存じます。

同時に、人口問題についてやはり医学的な見地の研究もさらに一そうやらなければなりませんし、いま申しましたような経済、社会制度、法律とかいろいろ面がございまして、こういう研究を大いにやらなければならぬわけでございます。具体的には、たとえば日本政府にも厚生省に人口問題研究所がございまして、日本の人口政策の経験というものは世界的に非常に注目されているわけでございます。これはよいことかもしませんが、やはり日本としては、たとえばこういうせつかくの人口問題研究所、世界的に知られた学者の方々もやっておられるわけでございますが、こういうものを相当思い切つて拡充して、日本の人口問題の研究体制だけではなくて、世界の人口問題、特に低開発国の人口問題について相当本式の研究をする。またその成果を技術援助の上に反映させていくというふうなこともぜひお願いしたいものだと思ひます。

○松尾(正)委員 それからもう一つは、経済協力の発展という面と効果の面で、さういふ意味からいいますと、現在まで相当大きな援助がありますけれども、むしろ批判というよりな形勢のほろが大きく取り上げられて、さういふ感じを受けるわけですね。これは結局、せつかく援助して投資したものがどこまで効果をあげているかという、その効果の把握が非常にむずかしいという点はよくわかるのでございます。この効果が理解できたときには——わが国でも、先ほど大来お話が

ありましたように非常に大きな負担になってくる。しかし、経済援助の主目的というのは、やはり地球民族主義的な、低開発国の国民にはそれぞれ文化も経済も向上してもらおう、こういうところにあるわけです。したがって、この効果面がはつきり把握できて、そうしてこれがPRされたならば、これこそスムーズに行なわれるのじゃないか、こう思いますので、非常にむずかしい条件がありますけれども、その効果を把握するにはどういう行き方があるのか、こういう点について伺いたいと思います。

○大来参考人 これは実は御指摘のように、はつきり数字で評価することがなかなか困難なのでございますが、ただ、たとえば一九六〇年代平均いたしまして、低開発国の経済成長率が大体五％、これは第一次国連開発十年の目標が五％でございましたが、その程度までいったということ、もし全く援助がなかったらどうなるものだろうかという、これは仮定の問題になるものですからあまりはつきり比較できませんのですけれども、しかしなかつた場合に比べては多少成長が高かつたのではないかと気がいたします。

実は、なぜ援助が必要かという問題の中で二つの大きな考え方がございまして、一つは、援助のファイナンスと申しますか、できるだけ効果のあるところに援助をするべきだ、そのほうが援助の資金がうまく活用されることになるという考え方が一つと、それからもう一つは、ウェルフェア・プリンシプルと申しますか、福祉的な意味で、所得再配分的な意味で、必ずしもその援助がたとえ効果があがらなくても、あまりに貧しい状態をほっておけないから援助すべきだというよりな議論がございまして。

前の援助効果、いわゆるエフィシエンス・プリンシプルで割り切りますと、一般に、わりあい経済成長が軌道に乗った国ほど援助をうまく有効に役立てる可能性が高いわけございまして、このプリンシプルで割り切っていくと、おそらく将来は低開発国の中の一部は加速的に経済が

発展する、だんだん先進国とのギャップを縮めるけれども、他の低開発国のグループは非常に成長もよくない。その結果、経済は停滞を続ける。ですから低開発国の中に分化が起つて、わりあいうまく成長していく国と、そうでない国とがはつきり分かれてくるというような問題がございまして、どうしてもそういう意味で援助の効率がはつきり割れぬ面がございまして、やはり非常に所得の低い国につきましては、さしあたりすぐ効果はあがらなくても、いまのウェルフェア・プリンシプルの面から見ると相当手を打たなければならぬのじゃないかという点がございまして。

また、これは援助の効果は五年ではあるか、十年ではあるか、十五年ではあるか、二十年ではあるか、あるいは五十年ではあるかという点でだいぶ違つてまいりまして、従来のたとえば銀行的な考えでいけばせいぜい十五年か二十年ということになるのでありますけれども、最近、人口学者や栄養学者等が指摘しております問題の一つに、子供が生まれて三歳ぐらいまでの間に適当な量と質のたん白質食料をとるかとならないかで、その人間の一生の肉体的、精神的能力がきめられるといまますか、そのときに非常に悪い栄養のもとで赤ん坊が育ちますと、その人間は一生の間やはり能力が低いというような状況、それから非常に貧しい国では農民が腹いっぱい食えないために農作業が非常に緩慢になる、そのために農業生産もふえない、したがって栄養もよくならないというような悪循環がございまして、めしがい食えさというところが、これは消費の増加でございまして、けれども、そういう計画では大きな生産効果を持つ場合もございまして。ですから、それは直ちに効果という、たとえば国際収支、輸出の増進というよりな点に出ませんでも、少し長いものさしで人間社会の将来を考えますと、現在の援助が相当大きな効果をあげることになるかもしれません。この辺はなかなかはっきりした形では申し上げられませんが、のりですけれども、相当広い、それから相当長い期間をとってこの援助の効果というものを評価す

る必要があるのじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○松尾(正)委員 時間がありませんので、もう一点だけ伺いたいのですが、先ほど広瀬委員の質問に対して、受け入れ国の各ナショナルリズムを十分配慮をしなければならぬ、こういうことを伺ったわけですが、わが国の現在までのやり方を見ますと、現状は分裂国の一方にだけやっている。南ベトナムあるいは韓国、台湾、こういう事実は、このまま五年、十年続けていくと相当大きな問題になると思いますが、この現状をひとつ早急に改めていかなければならぬとお考えになつておられるか。この点を一つ伺ひして終わりにします。

○大来参考人 もしこの援助の目的というものが、世界から貧困をできるだけ早く撲滅するといまますか、それが目的にあるといたしますれば、政治的な立場いかんにかかわらず、もし相手側が受け入れる用意があるならば援助を提供するということが正しいのではないかと私も考えております。これは多分に政治的な問題でもございまして、けれども、本来そういうことであるべきものだというふうに思ます。

○松尾(正)委員 以上で終わります。

○毛利委員長 竹本君。

○竹本委員 私は、きわめて簡単に三つばかりお伺ひをしたいと思います。

一つは、七五年になれば四千億ドルのGNP生産ができ、一％分ということになれば四十億ドルの援助をしよということになるわけでございますが、その援助あるいは協力の問題について、従来やもすれば、こちらからいへば思いつきであるし、相手さんのほうからいへば言ってきた国、あるいは押し強い国が得で、ほんとうの意味でアジアの経済建設のために基本線に沿つたものであるかどうかということについては、私、若干疑問があるというふうに思えますが、そういうことのないようにするためには、やはりアジアの中の日本として、アジア全体の福祉を中心とした経済

開発計画というものがなければならぬと思うわけですが、五カ年計画か十カ年計画かわかりませんが、それでも、アジアにそういうものが考えられる。そういうものが軌道に乗るのは一体いつごろであらうかという点について私は心配いたしておりますので、先生のお考えで、アジアがアジアらしい経済総合開発計画を持ち得るのは何年ごろの段階であらうというふうに見通しておられるのですか。その点を伺ひしたいのが第一点であります。

○大来参考人 地域全体としての開発計画というよりな点につきましては、従来国連のエカフエ、アジア極東経済委員会や各国の計画担当者等を集めてしばしば会合を重ねているわけでございますけれども、何といつても大部分の国が比較的近い過去に独立になりましたような状態で、相当強いナショナルリズムがございまして、これは先進国に対するナショナルリズムだけではなくて、低開発国同士の間にもあるわけでございますが、そういうことで、必ずしも十分に話し合いが通じないというケースもございまして。

もう一つは、私どもの感想でございまして、けれども、やはりこれらの新しい国々がまずやらなければならぬことは、自分の国内の条件整備でございまして、非常に弱い経済がただ集まつただけでは、集まつたものも弱い状況になるわけでございますので、やはりいましばらくの間、各国がそれぞれの自分の国の経済政策を能率的にしていって、効果的にしていくという努力が主体になるのではないかと思ひます。ただ、地域的な協力が非常に望ましいケースが、いろいろ個別的に考えられるわけでございますが、たとえば交通通信体系というよりなものは、やはり一國だけで計画したのでは非常にぐあいが悪いわけございまして、国境を越える地域としての計画が必要だと思ひます。現在、アジア開発銀行はそういう調査を外部に委託してやっております。それから工業化の場合に、たとえば製鉄業とか石油化学工業とかいうことになりまして、鉄鋼業にしましても、東南ア

ジア各国の国内の鋼材の需要がせいぜい数十万ト

ンという状態では、各国ごとに製鉄所をつくったのでは非常に不経済な、コストの高い製鉄業になりますので、できれば幾つかの国がマーケットをブールして、共同で一つの製鉄所をどこかにつくるということが経済的に非常に望ましいわけでございます。しかしこれはなかなか、各国とも自分のところでやりたいのだというところで簡単に話し合いがつきませんが、まあ全体の総合計画を立てるということも将来は行く可成りな可能性はあると思います。二十年もかかるような問題かと思いますが、現在からやるべきことは、地域的に協力をしなければ非常にむだの多いようなことをまず取り上げ、一つずつそういう協力をして計画を立てるということがいいんじゃないかと思えます。

○竹本委員 お説のように、国内的なそれぞれの国の条件整備が中心であり、可及的な範囲で地域協力を進めていくということ以外にはないのではないかと、思っておりますが、全く同感であります。

次にお伺いをしたい点は、日本の援助、協力、先ほど来御議論が出ておりましたけれども、その経済効果を全うする、貫徹するということのために制度的なふうとしては何を考えたらいいか。惜しみなく金を与えるだけか能ではない。いかに、与えた金が、協力した金がほんとうに役に立っているかを見届けていく方法なり制度的なふうなりが必要ではないか。その点については、国内においてさしつかえなく御承知のように体制が十分でいるとは思いません。会計検査院は会計上の違法かどうかということだけしか見ておりませんが、九兆円の予算の経済効果がはたしてうまくいっているのかどうかという、エフィシエンス、エフェクティブにうまくいっているかどうかという点については、国内の経済に十分なコントロールの方法はないといえますか、制度的なふうが不十分である現状でございますから、無理は申し上げませんが、それでも、しかし、それにもかかわらず、それなりに

われわれの国として出した協力の援助というものが所期の目的を達するにはどういうふうな、監視監督ということばが悪いかもしれませんが、監視も、制度的なふうをしたらいいのかという点についての先生のお考えを第二にお伺いしたいと思えます。

○大来参考人 従来日本の援助はやはり多少受け身で、その場に問題が出てきたときに処理をするというふうな面もございました。ことに最初は賠償の支払いということ、これは相手国に与えた損害の賠償ということでございますから、それが相手国でどう使われるかというのを日本側からあまり口を出さずということ、日本側からいって、まあ一度支払えばあとは相手の責任であるというふうな面もあつたのでございますけれども、しかし長い目で見て日本の援助があまり役に立っていないことになりまして、日本のタックスペイヤーに対しても申しわけないし、結局相手国もこれを評価しないということになるから、その援助の効果、どの程度役に立っているかというふうな評価を継続的にやっていく必要があるように存じます。

従来日本の経済援助、技術援助の面でも、そういう面についての予算等の措置がわりあい乏しかったわけでございます。援助を与える前にいろいろなプロジェクトの経済性を検討する、あるいは多数の援助のプロジェクトの中からどういふプロジェクトが相手国の経済発展に一番貢献する度合いが強いだろうかというより比較研究とか、あるいは援助を与えたあとにたまたま御指摘のような効果がどの程度あつていようだろうかというふうなレビューとか、こういう面につきましては、単に経済援助として与えるだけではなくて、そういう調査的な予算も組みまして、日本の専門家なりあるいは場合によれば外国の専門家も加えて調査できるようなやり方を将来に検討していただく必要があるかと存じます。多少今年度予

算等からそういう方向にだんだんできておると思えます。

もう一つの評価につきましては、国際機関による評価というのがございます。実は国連の第二次開発十年に関連いたしまして、各国の援助を受けた国々がどういふ成果をあげているか、また援助国側の援助のやり方についても問題がないかというふうな点の評価が必要でございます。後者の場合につきましてはOECDの開発援助委員会が従来からある程度手がけております。

援助受け入れ国側の評価というのは、従来世界銀行とか、あるいは国連等もある程度関連しております。実はことしの一月にバンコクで、エカフエで六人ばかりの専門家が呼ばれてまして、第二次開発十年のプログレスといいますが、それに連して各国の経済の状況がどうなっているかという点の評価が必要だ、その評価をするにはどういふ機構なりやり方が必要だろうかというふうな議論がございました。それからことしの三月にまたジュネーブで、国連の例のティンバーゲン委員会という問題の議論がございまして、この点、いまこの援助と関連いたしまして、いかにその成果なり効果を評価するか。それは国際機関の場合、それからバイラテラル、政府ベースの場合、それぞれ評価するけれども、両方の面で、相手国の政府の立場を認めながらそういう努力を強化しなければいけないかと思えます。

○竹本委員 いまの問題に関連して、結論だけ申し上げますが、これからの協力のあり方の問題ですけれども、政府ベースでいくのがいいのか、民間ベースでいくのがいいのか。それからまた金と物と技術とどれに重点を置いたほうがいいのか。結論だけ先生のお考えを承りたい。

○大来参考人 第一の点は、私は、民間も効果的であるけれども、これからの段階では政府援助をかなり強化することが、こしはばらくの問題としては必要ないように存じます。

金と技術の点につきましては、技術援助を特に従来よりも範囲を少し拡大いたしましたして、たとえ

ば相手国の関係研究機関に対する援助とかあるいは医療面における援助協力とか、そういう面を含めましてこの協力の範囲を拡大していく。同時に、経済援助と技術援助の相互の関係が従来どちらかという弱かったように思いますので、先ほど申しましたいろいろな経済援助のプロジェクトの評価というふうな問題につきましても、これを技術援助のほうから見て予算を考えていく。両者の関係をできるだけつけていくというふうなことが望ましいと思えます。

○竹本委員 最後に、東南アジアを中心に日本の円ブロックをつくるということもいまま言つても問題にならぬと思ひますが、日本の円に対する信頼はどうかというふうな点。また日本の円が将来アジアの経済の中でいかなる役割を果たし得るかと考えてあるか、その点だけお伺いをいたして終わることにはいたしたいと思ひます。

○大来参考人 円に対する東南アジア諸国の信頼は最近次第に高まりつつあるというふうな考えです。これは円が国際的に強い通貨だという認識が世界的になつてきておるといふことの反映でもあるかと思ひます。ただ、日本の経済の構造、性格から申しますと、資源の輸入の面あるいは製品の輸出の面におきまして非常にグローバル、世界的な性格が強いわけでございます。資源等におきましても、中南米、アフリカ、大洋州あるいはシベリア等からの輸入も非常に重要でございまして、日本経済の規模がここまで大きくなりました段階におきましては、経済面でアジア地域にあまり立てこもるといいますか、その中へこもるような形では日本の経済がうまく動かないことにもなります。ただ、日本といたしましては、他のアジア諸国が地域的な協力をいろいろやろうとすることに對してはできるだけ協力する、これは力を添える。自分がその中へ入っていくかどうかは、問題によればあるいは考えてもよろしいかと思ひますが、向こうの国々が地域的に協力しようとする努力に對しては、できるだけ日本は好意

的、協力的であるということが望ましいと考えております。

○竹本委員 終わります。ありがとうございます。

○毛利委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

大衆参考人には、御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。どうぞお引き取りただいてけっこうでございます。

○毛利委員長 質疑を続行いたします。佐藤君。

○佐藤(親)委員 先ほどの点に關してもう少し伺いたいですけれども、はたして現在の法律体系の中で、日本輸出入銀行に、たとえばこのスカルノ債権ならスカルノ債権に限って、こんなあふない、政情がはつきりしないところへの輸出に對してはうちの銀行からは貸し出せませんというような、拒否権があるかないかという問題なんです。結局十八条の一項には確かに業務内容として十三項目ですが、項目があつて、こういうことができるというふうに書いてありますけれども、十八条の二に「日本輸出入銀行は、次の各号に該當するときに限り、資金の貸付、手形の割引、公債の取得又は債務の保証を行うことができる。一 銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合 二 当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払、当該取得に係る公債の償還又は当該保証に係る債務の履行が確保であると認められる場合」というふうにあると思うのです。これは十八条の二の第二番目にあるわけですが、この「債務の履行が確保である」と認められる場合」に限り貸し付けたり保証ということができるといふふうに書いてあると私は思うのですが、その辺、石田総裁の御見解はいかがでございますか。

○石田説明員 先ほど先生から御質問がありました場合に、権限があるのかどうかという問題より

も、むしろそういう不確定なものを貸していけないかという問題の、輸出入銀行法の規定がございます。そういう意味でお答えを申し上げた次第でございます。われわれが実際の仕事をやっております場合におきましては、非常にむずかしい場合が多いわけでございます。この銀行は元來が輸出振興という形でできておるわけでありまして、できましてした場合におきましては、いま情勢が違ひまして、輸出をすれば金が取れないなんということはまず考えられない、こういう時代だったろうと思ひます。そういう情勢を背景にしてこの日本輸出入銀行ができたのではないかと私は思ひます。ここに書いてありますところのおもなる点は、日本輸出入銀行がやります場合に、やはり金融機関として不確実な貸し出しをほとんどやらないといけないという意味の規定ではないかと思ひます。

しかるところ、だんだんと世の中が變つてまいりまして、たとえばアメリカの輸出入銀行のやうな場合におきましては、これは大体先進國に對するものが相當大きな部分を持つております。したがひまして、心配なしに、輸出ができればもういいんだという面が強いと思ひます。ところが日本のやうな場合におきましては、先進國に對する輸出よりも後進國に對するところの輸出が多い、こういう実態があるわけでございます。そういう場合におきまして、心配であるからというところになりまして全然出さないということになります。これはもうだいたい輸出が阻害されるというところになるだらうと思ひます。したがひまして、償還確保という場合でなければ出してはいいけないという規定をどういふふうに受けとめて出していかうかということが、日夜一件ごとに頭を悩ましておる問題でございます。われわれといたしまして、一応われわれは第一義的に、われわれの銀行の貸し出しでございますからわれわれが判断するわけでございますが、その場合におきまして、問題がないと思ひるときにはほとんど出し

けれども、心配がありますような場合におきましてはいろいろ検討いたしまして、そしてどうもあふなつかしいという場合におきましては、政府金融機関でございますから政府の御意向も伺ひなければならぬという問題になつてくると思ひます。

お話の点は、インドネシアの場合にどうしたか、こういうやうな御質問の要点かと思ひます。でございますが、この場合におきましては、大体日本のいまの政府のやつておられます態度といたしましては、先ほど申しましたやうなぐあいにて、為替管理と申しますか、そういう点からいまして、まず輸出承認という問題がございます。これは通産省が運用されておるわけでございますが、実質的には大蔵省も入りまして、これはいわゆる標準外決済というものがわれわれのほうの融資の主として対象になるものでございますが、そういうものがどういふふうになるかということをまず見る必要があるわけでございます。

それから輸出保険がつくのが大体例でございます。そので、輸出保険のほうとしてはどういふ扱いをされるのであらうかということを見るのが一つでございます。特に輸出保険の問題につきましては、日本におきましては輸出保険というものは通産省がおやりになつておられますし、金融は私どものほうでやつておりますけれども、外国におきましては、輸出振興の場合といたしましては輸出保険は政府がやつて、そのあとで政府機関が貸すという場合が多いわけでありまして、それらのことを考へてみますと、われわれといたしましてはやはり輸出保険をどう扱うかということも一つの参考になるわけでございます。

そういう点を勘案いたしまして、これは出したはうがいがいいか悪いかということを一々判断をして出しておる、こういうことでございます。

○佐藤(親)委員 確かに、この日本輸出入銀行法は昭和二十五年の施行でございますから、体系としては輸出振興の体系だつたと思ひます。それは

は外國為替及び外國貿易管理法なんかにしてもできたのは昭和二十二年、三年ですか、そういう意味で法体系としては輸出振興の面があつたと思ひます。

しかし、インドネシアへの貸し出しの場合には、單なる、いまのおこたの中では、心配がある程度ではないかと私は思ひます。いわゆるスカルノの一九六三年からのマレーシアに對する態度など調べれば、すいぶん危険な要素があつたと思ひます。先ほどの石田総裁の御答弁では、政府が輸出も許可したし輸出保険もつけたし、ですからそのままやつてきたということでございますけれども、失礼ながら私はその当時石田さんが總裁であつたかどうか存じ上げないのですけれども、問題は、十八条の二にあるやうに「債務の履行が確保であると認められる場合」という問題のところらにポイントがくると思ひます。それで残念ながらスカルノ債権に對しては、三回の二百一億にのぼるリファイナンスをしなければならぬぐらい赤字が出てしまつたわけですから、現実にかういふふうにして起つた場合に、この「債務の履行が確保である」と認められる場合」に限り「債務の保証を行うことができる」という十八条の二、このことに関しては責任というものは、日本輸出入銀行がとるのか、あるいは大蔵省の國際金融局が責任をとるのか、あるいは輸出保険の中に關係のある通産省の貿易振興局に責任があるのか。現実にかういふスカルノ債権のやうな赤字が出た場合にどこが一體責任をとるのか。その点をおのおの方から責任のある明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、先ほど輸銀總裁のほうから御説明申し上げましたとおり、延べ払い輸出につきましては輸銀が融資をするというところにつきましてはチェックポイントと申しますか、それは方々にあるわけでございますが、たとえば、まず発端は、通産省のほうの延べ払い輸出のための輸出承認、これをあれするに際しましては大蔵省のほうに協議がございま

す。それからもう一つは、通産省のほうの輸出保険の部分、この点につきましてはこれは通産省のほうがいだされるわけでございますが、さらに金融機関といたしまして輸銀が、それを貸すかどうかという点の金融上の判断をされる。その判断をされる場合に、いま御指摘の十八条の二の問題とすることがあるかと思いますが、そのスカルノ時代の問題につきましては、当時、こういうようなシステムのもとに各関係のところであらうと検討をいたし、相談をいたしまして対処していただろうかと思ひます。その当時のあれといたしましては、当面、六五年の九月三十日にある事件と申しますか、クーデターが起こったわけでございますが、そのころまでは、先ほども外務省のほうから御答弁がございましたように、特に延べ払いの輸出をとめるという情勢、そういう判断ではなかったと思ひます。その後この事態が起こりまして、そうして、これはやはりこのままでは放置し得ないということになりまして、六五年の十二月に輸出代金保険の付保をとめる。すなわち、債権が累積してはいかぬという判断に立ちまして、輸出代金保険の付保をとめるという措置をとって、債権の累積を防いだわけでございます。

○後藤政府委員 本件に關しまして、通産省は延べ払い輸出の承認をいたすわけでございます。これは標準外決済でございますので、ただいま稲村局長からお話ございましたように、内部的には大蔵省とも連絡をいたしますが、通産省は独自の立場から、このものを延べ払い輸出として出すことが適当であるかどうか。それが産業政策と貿易政策と背馳するものかどうかという点につきまして検討をいたしまして、大蔵省の意見も聞きながら延べ払い輸出の承認をいたす。その次に、この延べ払い輸出の承認をいたしたものににつきまして、輸出保険の關係がござります。輸出保険につきましては、これも通産省が所管をいたしておりますが、これを保険の対象とするかどうか、また保険の対象とするだけの担保が取り得るかどうかということ等をその際に十分勘案いたしましたし

て、これを輸出保険として引き受けるかどうかということ判断して決定いたす次第でございます。

○石田説明員 輸出入銀行の立場から申し上げますと、一般の案件によりまして貸し出しをやりました場合において、すべての貸し出しにあたって回収不能がないつもりでやっておりますけれども、しかし回収不能が全然起こらぬかということになりますと、これは一般の金融機関と同じようにならぬに、やはりそれは自分の銀行の責任で処理しなければならぬというのが第一の問題だと思ひます。そのために貸し倒れ準備金もあるのだらうと思ひます。しかしながら、事務によりましては輸出入銀行だけの判断でやることがどうかと思うので、政府の御意向を承りましてやっております。政府としても、これは償還不確実ではない、確定であろう、こういうふうな御判断で、先ほど来お話がありましたような輸出保険とか輸出承認とかが行なわれておりますような場合においては、いろいろ御相談をしながらやっておりますわけでございまして、そういう事態が起こりました場合におきましては、われわれが単独でこれを処理するということではなく、政府と御相談の上、どうするかということを考えてまいりたい、こういうふうに思っております。

○佐藤(観)委員 それでは、さらに突っ込んでお伺いしたいのですが、通産省のほうから、延べ払い輸出として出すのが適当かどうかという判断、それから第二はチェックとして、輸出保険の対象にしていかがうかというチェック、二つのチェックの関門があるというふうにお話があったわけですが、それではお伺いしたいのですが償還が可能である、確定である——輸出入銀行法の第十八条の二によれば、これは「確定である」ということが使われているわけですが、同時に振返って、確定であるという根拠は一体何だったのか。もうすでに六三年にはマレーシアの問題でイギリスなりアメリカからひじ鉄を食って、貿易も十分インドネシアはできないような状態にな

り、さらにそれがインフレの端緒になっている中で外貨事情も悪くなってきた。それなのになお延べ払いを認めていた。一体その根拠は何か、そこをお伺いしたいと思います。

○後藤政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、この延べ払い輸出の承認に際しましてケース・バイ・ケース、一つずつにつきまして、その当時の相手国、また輸出したい、こういう申請の出ている物件につきまして、具体的な事情を十分に考慮いたしつつ輸出承認をするわけであります。

さらにまた、この輸出保険の問題につきましては、これは保険独自の立場から、およそ全然危険のないところでしたら、これは保険を引き受けてくれという申し込み自体がないわけでありまして、これは根本でありまして、やはりある程度の危険を考へるからこそ輸出保険を付保してくれ、こういう申請が出てくるわけなんです、これは生命保険にいたしましては火災保険にいたしましては輸出保険にいたしましては、保険というものはやはりそういうものである。引き受けるほうの保険の特別会計の立場からいたしますと、若干そういうぐあいの危険度というものは当然やはり含まれておるけれども、しかしその場合、もし万一事故が起こった場合にも、それはその輸出保険運営の立場から、どういふぐあいにしておけるかが補てんされていくかという、担保物件等が取れるかどうかということを考慮いたしつつ、この引き受けをこれまたケース・バイ・ケースに考慮いたしているというところでございます。

その間、政府関係機関の間とも連絡をとっておりますが、基本的に申し上げまして、大体この範囲は一致いたしておりますが、延べ払い輸出の承認したものといたすのは全部輸出保険の対象になるかどうかという点につきましても、これまた若干立場の違いがありますので、見方が違ひますのでこれは食い違つてまいりますし、それから延べ払い輸出承認の対象になったもの、輸出保険の対象になつたもの、さらにまたそれが輸銀融資の対象に

なるものというものの範囲は、必ずしもこれは全部一致しているというわけのものではない。おのおのその立場におきまして判断をいたして実施をいたしておる、こういうことでござります。

○佐藤(観)委員 もう一点通産省にお伺いしたいんですが、今度のリファイナンスをしなければいけない額というものは、これは全部民間の延べ払いということでござりますけれども、政府の経済協力に對しては賠償の物品が担保になつておるわけですが、民間の場合にはこのスカルノ債権に相当する期間及びそのものというものは、どのようなものが一般的に担保としてあげられていたわけですか。

○後藤政府委員 スカルノ政権時代に行ないました延べ払い輸出につきましては、他の発展途上国に對する輸出信用供与の諸条件等と同様に、担保といたしましては、銀行、特に相手国立銀行の支払い保証状を取りつけて実施をいたしたものでござります。細部について申し上げますならば、これはあくまで保険の立場から申し上げますのでございまして、第一に短期決済輸出につきましては、輸出信用状によるものに限っております。第二に一般の延べ払い輸出、これは一年以上の中期の決済のものを含むものでございまして、これはインドネシア国立銀行の支払い保証状を取りつけたものに限っております。第三点といたしまして、いわゆるプロダクション・シェアリング方式による輸出につきましては、生産物の現物返済にインドネシア政府もしくは国立銀行の返済保証を取りつけて行なっております。それから第四点、賠償担保による輸出は、賠償金を担保として行なつたわけでありまして、以上四つの点の担保物件を取つてこの輸出保険付保を引き受けた次第でございます。

○佐藤(観)委員 今度の場合、やはり何といつても相手はインドネシアであること、賠償のときからいろいろ黒いウサがあつてなされてきた、しかも今度のこれだけの、リファイナンスしなければならぬ額が二百一十億あるということを見ま

すと、いろいろ私はこのシステムを考えてみると、非常にふしぎでならない。それは、あれだけ不正常なふしぎなところに民間の商社がほとんど延べ払いをする。延べ払いを、政府がそれを認めている、通産省が認めているわけですから。輸出保険もかけている。それでいざ六五年のクレーターが起つて、そして回収不能になる。そうするとその借款というのは全部輸出銀行に回ってくる。輸出銀行としては、政府が認めたものだから、あるいは輸出保険がかかっているものだからということ、ほとんどそういう条件のもとで認めてそのまま輸出銀行にツケが回ってくる。輸出銀行としてははつきりとそれに対してノンと言えだけの十分な権限もない。どうもそのあたりが、一番もつていっているのは民間の企業であつて、あふないところへばかりどんどん出していく。政府がそれを認める。そしていざとなれば、結局ツケは輸出銀行に回ってくる。このシステムの中で、これは佐藤さんのポケットマネーでやられるのならしいけれども、結局輸出銀行の出資金にして、あるいはこういう三十年の延べ払い、残りの十五年で払い、利子はその前の十五年は払ってない、その分だけは日本の国民としては正直いって大きな損をするわけです。インドネシアの方々は申しわけないけれども、日本の国民としては損をするわけです。そういうことを考えますと、今度の二百十一億のリファイナンスを認めるということは、どうも国民ばかりが損をして、もうけているのは民間の企業ばかりで、そのツケというのは最後には輸出銀行のほうに回されてくる。私はこれでは国民はたまらぬと思うのです。

アの政策に対しては、政府の資料にあるようになりフアナティックであるし、政治優先であるというところはふん指摘されていたわけですが、そういうところにするすると金を貸し出された。しかも賠償の点には数々の問題があつたときに輸出の承認がなされ、あるいは輸出保険がかけられ、そしていざとなれば日本の輸出銀行のほうにそのツケが回つてきて、国民がそれを負担しなければいけない。そして大きな企業というものはそのままぬくぬくと営業を続けられる。この制度では私はやはり国民はあまり納得できないのじゃないかと思うのです。

そこで私は最後に詰めてお伺いしたいのですが、これだけの大きな焦げつき、これは日本だけではございませぬけれども、焦げつきが出たというところに關して、まず輸出承認をした通産省は一体どういう態度をおとりになるのか。それとともに、協議をした大蔵省の国際金融局はどういうことになるのか。確かに条文上ではまだ少し十分とはいえないかもしれないけれども、輸出銀行法の第十八条の二にも、債務の返済が確実であるときのみ貸していいというふうに書いてあるのだけれども、現実には悲しいかな、こういうツケが回つてきてしまった。この責任というものは一体どこにあるのだ。この三者に対して、私は責任問題についてお伺いしたいと思います。

○後藤政府委員 輸出承認につきましては、これは先ほどもお答えいたしましたとおり、そのときそのときの輸出の物件、それを出したいという業者の意欲、それからさらにそういうものを出すことはいいかどうかという相手国の状況等々、ケース・バイ・ケースで判断しつつ実施をいたしてまいっております。またその当時としても行なつたわけでございます。保険につきましても、先ほどお答えいたしましたように、当時といたしましてはこれをこうすることが適当であるということ、当時の時点におきまして確実と考えられる担保物件というものを取つて保険の対象にいたしました、かように考えております。

○稲村政府委員 ただいまの件でございますが、いま通産省のほうから御答弁がございましたとおり、延べ払いの輸出承認につきまして通産省のほうから大蔵省のほうにも協議がございまして、その際その際には互に相手国の状況、それからそのほかの国がどういふような輸出信用の状況をなしているかという信用の条件とのバランス等を考えまして判断をいたしましたわけでございます。当時の状況といたしましてそういう判断のもとに通産省の協議に応じたということでございます。

○石田説明員 いろいろとお話があつて、こちらから答弁がございましたけれども、はつきりいたしておりますことは、賠償担保の借款でございますが、貸し付けでございますが、その貸し付けを輸入銀行がいたしております。これは賠償で返すということでもつて貸してあるのではないのございまして、一応担保にはなつておりますけれども、最後の場合にございまして、賠償でもつて差し引けば心配がないという最後の保証があるわけでございます。これにつきましては全部完済されておられます。輸出銀行としては全部完済されておられますが、その中におきましては、インドネシアが自分の保有の外貨でもつて払いまして完済しました分と、インドネシアが払えなくなつて、結局日本の賠償特別会計のほうからわれわれのほうへ直接金をくれた、こういう場合と二つあるわけでございます。

なお、いわゆるPSと称しておりますのは、これはインドネシアの石油の問題でございますが、これは輸出銀行が貸しましたけれども、しかしその全額が向こうから石油の返済を受けまして、スマトラ石油が全額輸出銀行に返しまして、全額これは償還になっております。

問題になつておりますのは、そういうものとは別の、一般の貿易がいたつたままできておる、こういう状況でございます。われわれといたしましては、先生のお話しのようなぐあいに、マレーシアの対決とかいろいろ政治問題もありますけれども、もう、そうでなくて、インドネシアの経済運営全般につきまして、われわれは政治問題につきましてはよくわかりませんけれども、経済の運営だけはわかるわけでございまして、そういう点から申しまして非常に心配しながら貸し出しをしておつた、こういうのが実情でございます。

もう一つ、お話のございました中では、ツケが輸出銀行に回つてくるという問題でございますが、これは二つございまして、輸出銀行が貸しまして輸出承認があり、それから輸出保険がついておるということで貸したもので、これがございまして、それからあと、輸出承認があり輸出保険がつきましても、やはりあいにく期間が長くない、やはり二年以内でやるような取引につきましては、これは自分の資金でやつたかあるいは民間の金融機関から金を借りてやつたかという問題もあるわけでございます。それを政府がリファイナンスしたほうがいろいろと、六七年、八年、九年と三つリファイナンスをするということになりまして、輸出銀行の貸し付けた部分と、それから輸出銀行が貸してない部分を、ともに輸出銀行がリファイナンスした、こういうのが実情でございます。

○佐藤（観）委員 それでは時間もないのであれですが、やはり気になることは、一つは石田総裁にお伺いしたいのですが、石田総裁のいまのことばの中に、政治問題はよくわからないけれども、経済問題では見ていたつもりだというお話でございますけれども、インドネシアの、少なくともスカルノ政権にかかわる時期に關しては、経済だけで見ていたということでは、銀行マンとしての、私はあそこですとかいうわけにはいかぬと思うのです。特に政府の報告書すらにも書いてあるように、政治のほうを優先してしまふ。経済あるいは賠償でも、スカルノ時代の賠償のやり方というのは、ホテルだけ建て、そのホテルに入る人がいなかったり、個人用のヨットをあれしたり、いろいろ中途でとまっちゃつた賠償が幾らでもあるわけですが、インドネシア賠償というのは、そういうような状況も考えてやはり判断していただかないと、政治はわから

ぬということでは、これからの低開発国援助というか、経済協力の場合には、特に経済協力をしているかなければならないというところは、何といつても政情不安なところが多いわけですから、そういうところも鋭敏な目で見て判断していただかないと、ますますこれからいろいろなツケが幾らでも回ってくるということになるのじゃないですか、いまのあれでは、政治問題はわからないけれども、この短期の輸出入なら、すぐ金を払ってもらえるならまだわかるのです。延べ払いというからには三年なり五年なり十年という、長期に貸し出すわけですから、やはり長期の政情の安定ということがない限り、完全に返ってくるというところはわからないわけですね。ですから、その辺の答弁をもう一度ちょっと——どうも問題は、先ほど大蔵省の方あるいは通産省の方から、当時の状況では貸し出していいのだ、戻ってくるのだという判断だったというけれども、残念ながらこれは貸し出して、だめだったわけですね。民間からそれだけファイナンス、二百六十一億七千万円を出さなければならぬ。赤字がたまってしまったわけですね。これを大蔵省の負担で三十年の長きにわたって、しかも前の十五年間は利子を払わず、あとの十五年間は利子を課する、もう少し緩和してもいいという条件もついています。これからインドネシアに対して債権を要求するわけですが、これは国民の負担にかかってくる。これからは判断をするにしても、皆さま方が適切な判断をしてください。外務省は的確ないろいろな状況を、これはあふないということを通産省に言うくらいは関係を持たない、これは全部国民の負担で——まだ日本国民だって家もつくってもらいたくないし、公害問題もあるし、先ほど申し上げましたがいろいろ問題がある。ですから、金が残っているわけじゃないですよ。ですから、そういうことを言うならば、当時の状況では平気だったけれども、残念ながらこれだけツケが回ってきてしまっているというこ

とに關してどういうふうなお考えなのか。まず石田総裁にもう一度最後に伺いたいと思います。

○石田総裁 政治問題がどういふふうになるか、後進国についてはわからないといふことを申し上げたといふことは、それは訂正いたしません。ただ、私の申し上げたのは、われわれは貸した金が返ってくるかどうかという問題でございまして、それは経済問題のほうに帰結するわけですから、その点は見ておられますけれども、政治がどうなるであらうかと、あるいはどういふことが起こるであらうかといふことにつきましては、なかなか予測ができません。やはり政府の御意見も承らなければならぬ、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○佐藤(観)委員 それから、一番最初の輸出の承認をした通産省にお伺いしたいのですけれども、通産省、四つばかり民間の担保がとってあるというところでございまして、担保というのは、輸出入銀行のファイナンスしなければならぬのか。いまその担保といふのは一体どういふふうになっているのか。私も十分システムがわかりませんので、その点をひとつ伺いたい。

それから先ほどの話では、とにかくインドネシアの政情が悪くなったのは六五年の九月三十日のクーデター以降なんだというようにお伺いしますけれども、スハルト政権になってから現在まで五年間、新規貸し付けがなされて、その合計が千六百五十六億四千九百六十六億円でございまして、その結果、インドネシアの状況は、先ほど私もちょっと申し上げましたけれども、おたくの提案理由にも書いてありますけれども、インドネシア経済は安定化の時期から復興と開発の時代に移行する方向をみせており、というふうに書いてあるわけですね。つまり、スカルノ政権時代は一九六五年まではインフレ、インフレ。インフレが続いたけれども、今度スハルトにかわつてみて、そして今度新規援助の千六百五十六億円ですか、これを出したときには、いま言ったような表現まで国が復興し

てきた。テトクオフといふことはまだまだでしうけれども、そういうふうになってきた、というところを考えると、一九六五年の九月三十日のクーデターを前にしてほとんど金を貸し出していった。そしてクーデターが終わつてスハルトが政権を握つたら、今度は千六百五十六億円を出せば非常にいい状態に変わつてきた。どうもその辺が——ではなぜそんな悪い時期にほとんど金を貸し出したのかといふことが、どうも私は納得ができていないのですけれども、実はその担保がどうなっているかといふこと。それから、どうも政治情勢から考えて十分納得がいかないという点をもう一度お伺いしたいと思ひます。

○後藤政府委員 延べ払い輸出の承認につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、当時といたしましてはこの延べ払い輸出の承認をすることが適當であると、ケース・バイ・ケースに判断をいたしましたわけでございます。

それから先ほどの担保物件につきましては、この担保の問題と、それから輸出入銀行のファイナンスの問題とは別個の問題であります。あくまでもこの担保は、私どものほうの輸出保険特別会計の運営上の見地からこれをいたしましたわけでございます。事実このスカルノ債権につきましては、事故の認定が起りましたときにちゃんと保険金を、一般から集めました保険料収入の中から、相当巨額であります。支払つておるわけでございます。

○沢木政府委員 私先ほど答弁の中で申し上げましたのは、インフレ・レシヨがスカルノ政権が倒れてからスハルトが就任するまでの間に一番高かったといふことを申し上げたつもりでございます。六六年の対前年度の物価の上昇率は、指数で申しまして六三九でございまして、六七年が一三、六八年が八五、それから六九年が一〇、七〇年が八というふうに、インフレ・レシヨはおさまつてまいつております。今回の債権繰り延べにつきましては、インドネシアがスハルト政権にかわりましてから、先ほど申し上げましたように、

IMF、世界銀行というよりなりリーダーシップのもとに、国際的な団が組織されて、その中で債権を繰り延べたほうが適當であらうという国際的な決定がなされましたがために、日本もその一員としてそれに同調するという態度をとつておるわけでございます。一般に後進国は外貨準備が非常に、インドネシアに限りません。少のうございまして、かつ政情が不安定なのはきわめて一般的でございます。したがつて、一度政策を誤つた場合は直ちに、破産にひついたり債権繰り延べ問題の起こり得る可能性は、インドネシアに限らずほかの国にも常にあるわけでございます。われわれもできるだけそういう方面の情報を入手するのにつとめておりますけれども、やはりクーデターあるいは国内の状態といふものは急速に変わる情勢にございまして、その当時において今日のような事態が起り得るということとは、その当時のベストの常識をもつてしても予想し得なかつた次第でございます。

○後藤政府委員 少し先ほどのお答えを補足いたします。

佐藤先生御質問の、保険の担保物件につきましては、四つに分けて申し上げましたうちの第一の短期決済の輸出につきましては、輸出信用状によるものは短期決済でございますので、すべて終わつております。

第三番目に申し上げましたPS方式、これは生産物の現物返済でございますので、その後も引き続き送られておりますので、この分も問題がないわけでございます。

それから四番目の賠償担保による物資は、これは賠償金を担保としておりますので全部完済されております。

問題になりますのは、四つあげました二つ目の、一年以上の中長期の延べ払い決済によるものを、インドネシア国立銀行の支払い保証状を担保にして保険の対象にした、この点であると思ひます。この点につきましては、これは残念ながらあつた状態になりまして事故が起りましたため

に、輸出保険で事故であるという事に認定をいたしました。一般から集めてプールしております。保険料の中からこの保険金を支払うという事であります。

○佐藤(鋼)委員 最後に、沢木経済協力局長のお話もございましたけれども、これからの経済協力というものは、何といつてもやはりまだ十分経済が発展してないところ、しかも政局が不安定であるところ、どこにどんどん出さなければいけないわけですから、そういう点から考えて、輸出の承認あるいは輸出保険、あるいは輸出銀行の金の貸し方については、私はいろいろ今度の問題というのは問題提起をしたのではないかと思つて、今度の結果に見るように、残念ながら今度の結果はこれだけの借金がたまってしまひ、リファイナンスしなければいけないような状態になつてしまつたわけですから、これもこのシステムを見てみると、輸出は承認した、そして商社がほとんど商品を出す、しかも向こうの政局で金が取れなくなつたといふと、結局最後にはツケといふか、それが輸出銀行に回つてくる。それで、それは結局は国民の税金なり財投で出されるわけですから、どうもその辺のところ、この間にいろいろなかからくりがあるんじゃないかという気がしてならないわけ。この点について私も完全に納得をしたわけじゃないけれども、限られた時間の中です、きょうはあまり納得できないという事を結論にいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○毛利委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後三時四十五分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。古川雅司君。

○古川(雅)委員 午前中から質疑応答を伺つておりました、いろいろ問題点が出ました。私が準備しておりました若干の問題はほとんど出尽くしたような感じがいたします。くどいようで、重複すると思つておりますが、ひとつお話しをいただきたいと思つております。

初めに、けさほどから大臣等の答弁を聞いておりますと、総じて対外援助に對してはいろいろむづかしい問題が山積していることはよくわかりました。ただそれに対する基本的な政策の確立がおくれてゐる、そういう感を強くしたわけでありまして、ひとつもう一回整理する意味で、どういふ点に欠けているか、基本的な政策に欠けている点、大蔵省としての見解をまず承らしていただきたいと思つております。

○稲村政府委員 対外援助に關しまして基本的な点で、どういふ点で今後注意していかなければいけないかといふ点でございますが、けさほど大臣あるいはその他の各省の代表の方の御答弁がございましたと思つて、われわれもいたしまして、一九七五年までにGNPの百分の一という暫定的な面での達成を目標にして進もうという基本方針を立てております。この中におきまして政府開発援助といふことにつきましては、これは現在GNPの〇・二五〇程度といふことで低いわけでございますが、これにつきましても具体的な目標の数字を立てるといふわけにはまいりませんけれども、なるべく財政その他、毎年の予算におきまして配意いたしまして、またGNPに占める政府開発援助の比率をなるべく高めてまいりたいといふことを考えております。

それから援助の質と申しますか条件のほうでございますが、これにつきましてもやはり他のガット諸国に比べて若干まだ見劣りがするといふ点がございます。これらの点もあわせて、ひとつ条件のほうもできる限りいい条件を立てるようになつていきたい、こういうふうに考えております。

また同時に、けさほどもしばしば御議論がございましたように、受け入れ国側において感謝されると申しますか、ほんとうに実のある援助でなければならぬといふことも当然でございます。この点におきましても十分に今後注意をいたして進めてまいりたいといふふうに考えております。

○古川(雅)委員 いま整理をして御答弁をいただいたわけでございますが、いづれにしても問題のあるこの対外援助の基本的な政策に欠けているといふことにつきましては、単なる抽象的な議論だけではなく、これから具体的に施策を打ち出していただくかなければならないと思つてございまして、ただいま提案されております法案でございますが、国際開発協会におきまして、今回第三次の増資として、総額約二十四億ドルの増資が採択された。それに伴ひまして、わが国はこの協会に對して新たに一億四千四百萬ドルですが、出資の分担をする事になつたわけでございますが、これは二十四億ドルの六割に当たるわけでございます。この分担率でございますが、私よくいままでの答弁を聞いておりませんので、この出所、裏づけについて少し教えていただきたいと思つております。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、第二世銀、IDAに關します今回の増資、これは三年間にほぼ二十四億ドルといふことでまゝまつたわけでございますが、そのうちわが国が六割、一億四千四百萬ドルを三年間に分担するといふことになりました件でございます。各国別の比率をどういふふうにするかといふ点につきましましては、実ははつきりした基準と申しますか、そういうものは特になく、わけでございますが、これは数回にわたります。一部国の蔵省代理會議——御承知のようにIDAと申しますのは一部国と二部国といふ二つに分かれておまして、一部国が十八ございまして、二部国が八十九ございまして、合わせて百七十七国が加盟しておるわけでございます。そのうちの一部国がいはば援助を与えるほうの国でございまして、いま六割と申しましたのは、この一部国の中で分担をいたしまして、それが六割になつたといふ、日本の分が六割といふことでございまして、それはIDAの第一回の増資——今回が第三回目でございまして、第一回の場合には一部国周の日本の分担率は五・三四割でございまして、それから第二回の増資にはこれが上がりまして五・四四割。これは大体一部国周の話し合ひによりまして、その国の援助供与の能力、その国の経済の発展、経済力等を勘案いたしまして、いわば一部国周でネゴシエーションいたしましてきめたものでございまして、第二回のときがわが国は五・四四割でございまして、その後、日本の国力が、経済力が非常に強くなつてまいりました。したがって、この援助の分担率につきましても従来よりはややく負担してほしい、またわれわれ政府といたしまして、若干の増率は当然であらうといふ判断から六割を引き受けるといふことになつたわけでございます。

○古川(雅)委員 時にわが国に対する分担率の裏づけといふか算定の基礎はないといふことでございまして、これは一応こうして機關で決定をしてわが国が出資をするわけでありまして、日本内外の経済事情から考えて、これは適切であるといふふうにお受け取りになつてゐるのかどうか。これは今後三年間、またその先を含めての経済の変動等も当然考慮されるわけでございますけれども、その点についてはどのような御判断をしておいででしょうか。

○稲村政府委員 六割の分担が適正と判断をしたかどうかといふ点につきましては、政府といたしましてはこの六割が適正であるといふふうに判断をいたしておるわけでありまして、これは今度の第三次増資の問題でございまして、したがって、今後三年間に分割して出資をいたします第三次の分でございます。その後につきましてはまたそのときの時点で検討したい、こういうふうに考えております。

また同時に、けさほどもしばしば御議論がございましたように、受け入れ国側において感謝されると申しますか、ほんとうに実のある援助でなければならぬといふことも当然でございます。この点におきましても十分に今後注意をいたして進めてまいりたいといふふうに考えております。

○古川雅委員 これから三年以内の経済の変動等を考えた上でのごときか。

○稲村政府委員 これから三年間のことを考えての判断であるかという御質問でございますが、そのとおりでございます。

○古川雅委員 この融資先の資金の効率がうまくいっているからということは、これはけさから多く議論のあったところでありまして、援助先の国にとってほんとうにこれが生かされて使われているかどうか。これは融資先の各国における使途別の利用率というか、利用効果、そういったものについてもう少し具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○稲村政府委員 IDAがただいままでにコミットをいたしております使途別の大体の内容を申し上げますと、一番大きな割合を占めておりますのが交通運輸関係でございます。累積でございますが、いままでのIDAの約三〇％がこの交通関係に出ております。これは道路、鉄道、港湾、運河といったようなもので、御承知のとおり、このIDAが非常に長期低利、低利と申しますか、むしろ無利子で、手数料だけという、非常にソフトのあれでございますので、低開発国のインフラストラクチュアというところに主として出るわけでありまして、その一番大きなものが、部門といたしましては交通運輸部門、主として道路、鉄道、港湾、運河等に出ております。それから二番目に大きなシェアはプログラムローンでございますけれども、これは主としてインド、若干パキスタンにしておりますが、これはプロジェクトに対しますスペアパーツその他の部品などが出ているわけでありまして、それから二・五％くらいが農林漁業でございます。かんがいとか塩田の開発、穀物処理・貯蔵の施設等々の部門に出ております。大体大きな融資先といたしましては、業種別に申し上げますとそういうことでございます。

○古川雅委員 次に、全般的な対外援助の問題でございますけれども、これはけさほどから非常にたくさん議論がございまして、いわゆる一九七

五年を目標にしてGNPの二％という目標を立てて、いわゆる政府の対外的な公約としてその方向に進んでいるわけでございます。これは援助目標として国際的に受け入れられているし、わが国の政府としてもこれを受け入れておるわけでございますけれども、一番問題になるのは、やはりこれが日本国内の他の財政需要とのバランスがどうなっているかという、この問題点だと思います。特に社会開発のおくれが非常に低位である。GNPは非常に伸びておりますけれども、一人当たりの国民所得というものがまだまだ低位に置かれている。こうした日本の国内の経済事情に対してこの一％の援助目標というものが妥当といえるかどうか、応じ切れるものといえるかどうか、この点、ひとつもう一回はつきり御答弁いただきたいと思ひます。

○稲村政府委員 ただいまの御質問でございますが、けさほどからも御議論ございましたように、七五年までに一％達成を目標として進むという件につきましては、確かに御指摘のとおり、国内のいろいろな財政需要その他の関係がございまして、ただ、これはけさ御議論がございましたように、一％と申しまして、そのうち直接財政資金等に関係いたしますのは政府援助の部分でございます。むしろ先ほども申しましたとおり、政府援助の部分というのは現在まだ比率が低い、ございまして、国際的なあれからいましてこれはさらにまだ比率を高めていかなければならぬというところはございまして、これは同時に、御指摘のとおり国内のいろいろな財政需要とどちらをとるか、どううまく調整していくか、こういう問題であることは事実でございます。その点を考えてまいりまして、両方をうまく調整して両立していくようにというつもりでやっておりますと思ひます。

○古川雅委員 大臣、これはけさほどあつたのでくどくどと御答弁をいたしたくは申しわけないのですが、いずれにいたしましてもこれは政府の対外的な一つの公約である。こういう公約としての援助目標に向かつてこれから進んでいくわけでありまして、同時にいま申し上げたとおり国内の財政需要は決して無視できないものがあると思ひます。ことに国民所得が低いということ、GNPとのアンバランスの問題でございますね、こういう点も考えまして、ほんとうに妥当な目標として今後こうした一％の目標に対する力強い協力姿勢をとり続けていくという御見解があるかどうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○福田田務大臣 わが国におきましては、いま相反するといふか、多少食い違つた二つの政策目標を追求しなければならぬ。一つは国内の整備、それからもう一つは国際社会において適正な態度をとらなければならぬ、こういうことであります。そこで、その調和をどうするかということに尽きるといふふうに思ひます。そこでその調和の一点をこういふふうに考えておるわけですが、いまGNPは日本はだんだんと大きくなる、自由主義社会ではとにかくアメリカに次ぐというところまで来た日本といいたしますと、他の国ではGNPに對しまして一％をこえる援助をしている国が多いわけでありまして、そういう中においてわが国が一％というところに行かぬということは、日本の世度に臨む立場をかなり苦しくする。そこでとにかくそういう量的な面を充実する、こういう決意を固めなければならぬ、こういうふうに考えますが、しかし国内のほうをにらみますと、ただいま申し上げましたような事情もあつたので、そのGNPの一％とはいはいますけれども、その中における政府関係援助、こういうものはその急激に進められない、これは漸進的でなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでありまして、そういう点に調整点を求めてこの問題に臨んでいこう、こういう考え方をいたしておるわけです。

ただ、いま古川さんがおっしゃいましたが、わが国では諸外国に比べて一人当たりの国民所得が非常に低い。これは低いといふか、人口が多いものですか一人当たりになると十八、九位といふのですが、困らしい国といふか、人口一千万以上

の国といふのと比べてみますと日本は八、九番目でございます。また五千万人以上の国をとつてみると四、五位に位置するわけでありまして、この点は必ずしも古川さん御心配のような状態ではないのです。

いずれにいたしましても日本の国際社会における地位というものが非常に高くなつてきましたので、その高い日本の国際的地位にふさわしい行動はとらなければならぬ、かような考え方です。

○古川雅委員 国民一人当たりの所得が非常に低いといふことで御反論をいただきました。社会資本の充実のほうは非常におくれていて、これはお認めになつて思ひます。大いに問題になると思ひます。したがって今回自動車従量税も出してきたのだと思ひます。

先ほどこの援助の効果について伺つたわけでありまして、これは相手のあることでありまして、特に技術援助のごときでございますが、これは非常に低いといふことがけさから問題になつております。わが国の一九六八年のデータであります。二国間の政府ベースの援助総額に占める技術援助額の割合は四・五％と、これは自由主義諸国の二四・一％に比べて非常に低いわけですが、

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

量も先ほど問題になりましたが、こういう点で質の低さといふことも問題になつてきたわけでありまして、ことに相手国の生産効率が低いとかあるいはコスト高になるといふようなことも非常に少なくありませんし、相手国のマネージメントの能力が乏しい、あるいは管理の不手ずか、そういうことが非常に援助の効果を低めていると思ひます。こうした技術援助の割合が低いという点、けさも議論がございましたけれども、もう一度具体的に今後の方策等を含めて御答弁をいただきます。

○稲村政府委員 ただいま御指摘のとおり、日本におきましては技術援助の事が政府開発援助の中でたいへん低うございまして、このことは事実でございます。ただいま六八年の数字を申されましたが、六九年につきましても日本は政府援助の中の

五・六%、実績にいたしまして千九百万ドル、平均からいいますと二七%でございますから非常におくれておるといことは申せるかと思ひます。

ただ、技術援助と申しますのがなぜ日本でも少なかつたかという点につきましては、いろいろと歴史的なあるいは経済的、社会的ないろいろな理由があつたかと思ひます。技術援助の多い国を見てみますと、たとえばフランスでござい

ます。それからイギリス等、これはけさ大衆先生が申されましたとおり、旧植民地に対しましていろいろな意味の歴史的な関係、たとえばことばの問題であるとかあるいは行政機構の問題であるとか、そういう意味の昔からの関連、歴史的関連といふものがございまして、これを維持していきたいといふようなことで、技術援助といふものが非常に援助の中の大きな割合を占めておるといふことが言えるかと思ひます。ところが、そういう意味で日本におきましてはそういうような関係がないといふこと、それからまた日本におきましては国内経済の急速な発展といふことがございまして、技術者、専門家が不足でございまして、むしろ国内で十分に働かぬ余地が多い。つまり外国になかなか行きたがらないといふようなこともあります。それから語学の問題といふようなこともあるかと思ひます。こういうようなことで、ただいままでのところ技術援助につきましては、日本のものはわりに少ない比率しかなかつたといふことは事実でございまして、しかし御指摘のとおり、この技術援助といふのは今後いろいろな意味で、ほんとうに援助の効率をあげていくという意味におきまして非常に重要な問題でございまして、今後はできる限りの充実をはかつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○古川(雅)委員 技術援助額の割合でございまして、いまの御答弁で、単純にパーセントを比較するだけでは議論にはならないといふことはよくわかります。ただ日本の技術援助が非常に立ちおくれおるといふことはお認めになつておるわけ

でございますか。

○稲村政府委員 立ちおくれおるといふ意味でございまして、これは全体の援助の中で技術援助の占める割合がほかの国に比べて大きくない、こういう意味で申したわけでございます。これは先ほども申し上げましたとおりなかなか、ことばの關係もございまして、国内での需要も多い技術者、そういうような關係もあるかと思ひます。

○古川(雅)委員 今後技術援助額をふやしていく方向に努力をしたいといふことでございまして、これは当然現在おかれておるといふ認識のもとに立っているといふふうに伺つたわけでございます。そういう点を期待してまいりますと、当然技術援助をふやしていく方向に何らかの計画なり考え方といふものを持たなければならぬ。

(藤井委員長代理退席、委員長着席)

そういう点は具体的にいかがですか。

○稲村政府委員 具体的方策と申しますと、たとえば技術援助關係の予算その他におきましては実大幅の増額——これはもとの金額がそう多くございせんから、割合で申しますと多くの予算をつけるという具体的なことをやっておりまして、さらに詳細のことにつきましては外務省のほうから御答弁いただきます。

○沢木政府委員 日本の技術協力を今後諸外国並みに飛躍的に増加したいといふことで、今年度の御審議をいたしております予算要求の中におきまして、専門家を研修員の受け入れに關する待遇改善といふ点を中心として予算を編成いたしております。われわれの考え方としては、まだまだそういう点の待遇その他が國際水準にはなつておりませんので、現在國際機關から派遣された専門家が日本の政府から派遣された専門家がともに相手国で働いておるといふようなケースがだんだんふえてまいつておりますので、できるだけその間の差別をなくするといふことによつて、技術協力に従事することが日本人一般の目から見ても決してあまり不利な仕事ではないといふふうに予算上持つていくことが、技術協

力をふやす一つの方策であるといふふうに考えております。

○古川(雅)委員 最後に大臣にお伺ひしたいのでございまして、今後の對外援助のあり方についてでございます。援助先の地域でございまして、これも、非常にアジア、特に東南アジアに過度に集中しているという意見がございまして、これは何らかの誘導措置で、アフリカ、中南米のほうに分散させる必要があるのじゃないか、こういう議論がございまして、大臣の御見解を伺つて私の質問を終ります。

○福田國務大臣 お話のように、東南アジアに集中されておるといふのが今日の状況なんです。私はそれでいいだらうと思ふ。つまり、對外援助をする、こういうことになれば、やはりまず近隣から始めなければならぬ、こういうふうに考えます。やはり広く國際社會を見回した場合に、アジアの繁榮についてはとにかく最も工業力がすぐれた日本の責任だ、こういうふうにも見られるような状態でありまして、それでいいと思ふのですが、だんだんとGNPの二一%といふと、そのGNP自体が大きくなる。しかもその上にいま〇・七五といふような状態がだんだんとまた一%に近づいてくる。そこでかなりの額になつてくるわけですね。そういうふうになつていくことを考えますと、いままでのようにアジアにばかりこれを集中しているといふこと、これはそう狭く考へないで、広くアフリカなりあるいは南米なりあるいは中近東なり、そういうところまで手を伸ばしたらいよいよじゃないかという議論が出てきておるわけでありまして、私はやはり漸次GNPに対する一%相当額、これがかなりのものになるにつれて、そういう考え方を進めていつたらいか

がだらうか、かように考えております。

○古川(雅)委員 いまの御答弁でございまして、何かGNP一%という目標に向かつてだんだん伸びていく、そのことによつて地域範圍を広げていくといふふうにとつたわけでございますが、もう一つのほうの観点から、アフリカ、中南米等の資

源の開発、こういった点を間接的に援助をしていく、促進をしていくというふうな観点からそういう考えがあるといふことについてはいかがでござい

ますか。

○福田國務大臣 わが日本としまして、對外經濟協力という、開發途上國に対する責任を果たす問題もあります。しかし同時に、わが國自体がとにかく資源の問題で大きな課題をかかえておる、こういう状態であることはもう申し上げるまでもないわけでありまして、石油につきましても鉄鉱石にしましても、そのほとんど全部を海外に依存しておる、そういう状態の日本がどういふ立場に將來立つていくか。そういうことは最近のOPEC、あの動きを見ても察しなければならぬ問題かと思ふのです。そういうことでわが日本の立場から考へても、わが日本人の手で資源を切り開いていくといふことを考えるべきだと思ひますが、それがこの對外經濟援助といふものと有効に結びつくといふことになれば最もいい姿ではないか、かように考えます。

○古川(雅)委員 終わります。

○毛利委員長 関連質問を許します。広瀬君。

○広瀬(秀)委員 外務省にちよつとお伺ひしたいのですが、對外援助五カ年計画といふのを目下つくられておるようでありまして、これはいつごろできるのか。この国会中に計画が完成するならば、この委員会に資料として提出をしていただきたいのですが、いかがでございましてか。その辺のところはどうなつておるのか。

○沢木政府委員 一九七五年にGNPの一%援助を実現するといふような政府の姿勢もありましたものでございまして、六九年の実績と七五年の予想とを連ねたらどういふふうになるかといふ点を事務的に検討したことはございまして、省としてそういう計画を作成しておるわけではございせんので、そういう資料はただいまございませ

ん。

○福田國務大臣 これは對外折衝といふ問題にもかちまつてくるわけでありまして、あらかじめ計

画を作成しておくことはまたそういう面からきわめてデリケートな問題である、こういうふうに考え、金額につきましては一応見直しは持つておりますが、しかしその中身をどうするかというところはきわめて困難な問題だ、かように考えます。

○広瀬秀委員 これ一問で終わりますが、大蔵大臣、対外経済協力審議会で、五年後には年間四十億ドルに及ぶ対GNP一%援助というものを対外的にも宣明されておる。これを実行するため、日本としては一つの、かなりたいへんな、いままでの海外経済援助という問題から一歩大きく飛躍した段階を迎えようと思ふのです。こういう状況にふさわしい機構の整備を、いまのように各省ばらばらでなく、どこでマスタープランができて、そうしてどこでこの経済援助の問題を一元的に扱っていくかというような問題、あるいはまた海外援助に関する行政全体を通じて簡素なものにして、より実効をあげていく、そうしてどれだけほんとうに日本の海外援助というものがあべき姿において、いろいろ批判はたくさんありますが、この際申し上げませんけれども、そういうものにこたえられる、すばらしい、かつてなき人類未踏の新しいビジョンで、つばな経済援助が行なわれたと、もろもろの日本に對する今日までの批判というものを完全に克服して、七〇年代の国連再開発の十年というそういう大目標に向かってつばなで進めるためには、やはり担当大臣を置いてらうかというように、あるいは海外経済協力庁というように、あるいは省というように、あるいは、こういうようなものをつくってはどうかという趣旨の、総理の諮問機関であるこの審議会が答申を出されている。中間答申ではあるけれども、検討してもらいたい、こういうことをいわれている。私もはもつともなことで考えるわけなんです。そういう立場で、大蔵大臣としてその点をどうお考えになっておられるか、この際それだけ聞いて、私関連質問ですからこれで終わっておきます。

○福田国務大臣 対外経済協力審議会が機構の整備のことをいわれたその背景には、この仕事が多ういってないんじゃないか、こういう考え方があろうと思ふのです。しかし、そううまくいってないわけじゃありません。これはいまこの仕事を各省に分散しておるわけですが、その中の連絡、融合、調整、こういうものはかなりスムーズにいっておる。そう大きな苦情は聞いておりません。しかしこれからだんだんと、広瀬さん御承知のように対外経済協力が伸びていく、それに応じてはひとつ新しい構想を持つべきじゃないか、こういうふうには私は考えるのです。ただ新しい役所をつくる、そうするとどうしてもこれは二重機構にならざるを得ない。各省に各省の見解というものがあつて、ですからそういう部局は依然として持たなければならぬようなことを考えますと、一つ別に役所をつくるという考え方、私はこれはむしろ二重機構の弊害のほうがよけい出てくる、こういうふうには思ふのです。

今度政府のほうでは公害担当大臣を置くことをきめまして、内閣法ですかの改正案を提案をいたしておるようでありまして、そのとき私は、総理が二、三人ぐらい閣僚をふやしたい、こういうことをかねがね言っておったのだから、公害担当大臣のほかに、対外経済協力大臣をもう一人増員をお願いしたかどうかという意見も強く主張してみたのですが、どうも遠慮深い総理は、この際一人にしておきたいというのでさたやみになつた。しかしだんだんそういうことを考えなければならぬ時期が来ると思ふのです。また皆さんとともにこの問題はひとつ検討していきたい、かように思ひます。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 今回の輪銀法の改正にあたりまして、海外援助に對する問題を少し大臣にお伺いをしたいと思ふのであります。先ほど大蔵参考人にお越しをいただきました、実はさつき佐藤委員も大臣にお伺いをしておりましたけれども、御承知のように一九七五年までに

はGNPの一%程度を対外経済協力に充てたい、こういう政府の方針が表明をされておるわけでありまして、さらにまたアンタイングをやつていくというふうな方針も出されておるようでありまして、さつきそういうことで話のありました中で、現在のわが国の政府ベースの状態は、六九年実績で見ると、日本政府援助は総額の三四%で、上限平均は、金利年三・六%、六・一年据置き、七・八年払いに比べてかなり見劣りがする、こういうふうな報道があるのです。ちよつと事務当局に伺いますけれども、六九年の実績では大体この程度でしょうか。

○沢木政府委員 そのとおりでございます。

○堀委員 そこで、先ほど大蔵参考人のお話はありましたけれども、ピアソン報告は、政府援助を大体七〇%に上げる、こういう方向を出しておるわけですね。これから倍にしなければならぬ、こういうことになるわけですね。

そこで現実にももつきの政府援助ですと、何か援助を与えておるようでありまして、現実的には、どうもその援助というのは日本の国内産業に援助を与えておることと同様の効果になつておるような気がしてならないのです。ひもつきでなくなつて、要するに相手国の自由裁量によつてその援助が使用できてくれば、これは私はほんとうに援助だと思ふのですが、今日までの援助というものは、大蔵さんも、日本と西ドイツというの、経済協力というのはどちらかというと輸出推進の一つの手段としてかなり取り入れられてきておるというふうにおつちやっていますし、援助が貿易かという問題は、そういう意味では援助が貿易かではなくて、援助イコール貿易であつた、こういうことであつたと思ふのですけれども、どうもこれはやはり受け入れ側としますと累積として問題が非常に多いのじゃないか、こういう感じがするわけでありまして、そこで私は、少なくとも向こう五十年くらいの間に一体この三四%から七〇%にできるかできないか。できないとすれば、五〇%だ、六〇%だと、ある程度の目安をつけて、政府援助については少し総合的な計画を必要とするのではないだろうか。それでないと、行き当たりばつたり、どこから手があがつたらそこへ持つていく、こつちから手があがつたらそこへ持つていく、こつちからは、私は効率的な海外経済協力ということにかならない、こう考えるわけでありまして、この点大蔵大臣いかがでございますでしょうか。

○福田国務大臣 私も一つの展望は持つべきだと思ひます。特にいまお話しした政府関係援助、これは一つの数字をまず持つべきだ。それからなお、その中身についての腹づもりですね。これは政府全体の問題です。外務省が中心になつてやらなければならぬ問題ですが、それも検討しておくべきだと思ひますが、これはしかし非常に大ワクの話であります。何年度にはどこへどうという具体的な問題を示すことは、これは外交政策を進めていく上で非常に支障があらう、こういうふうには考えますが、とにかく一つの展望を持つていくことは大事なことだと思ひます。

○堀委員 ぜひこれについては、単に展望というよりも、少しやはり裏づけになるところを点検をしながら考えてみなければならぬのじゃないか。といひますのは、額だけきめればいいということに実は海外経済協力はなつていないですね。これまでの日本の考え方というものは、額を出しておけばまあそれでいいではないかという発想が少し先に立つておつたことが、どうも援助受け入れ側にとつては不満であるような感じがしておるようであります。

そこで、実はちよつと古いのでありますけれども、ことしの四月ごろ、インドネシアのスマトラ貿易相というのが日本に参りましたときにこういうことを言つておるのです。『インドネシアにおける日本企業の活動には、まだ不満な面がある。たとえば人的資源の育成、地元産業の利用などの点で努力が足りない。農産物や鉱産物で日本

が買えるものもつとあるし、加工の分野で投資の余地も大きい。アジアの多くの国は、日本との貿易が赤字になっている。アジア各国にとって貿易の赤字は、経済建設に欠かせない外貨蓄積を圧迫する要因である。低開発国は外貨の手持ちが少なくない、国際金融市場で簡単に調達することもできない。また国際収支でも慢性的な困難に直面している。日本はこのような困難に直面してない。それどころかその為替レートは、アジア諸国とくらべれば不当でさえある。必要ならば、日本はアジアからの輸入を促進するため、為替レートの変更をおこなうなど「犠牲」をあえてすることが望ましいのではないだろうか。日本の活発な経済活動はそれ自体何ら困ったことではなく、むしろ称賛しなくてはならないだろう。しかし、非常な繁栄を享受している日本は、近隣の低開発国が直面している経済的な諸困難を認識し、その政策を根本的に考え直す時期にきている」というのです。受け入れ側はこういう意見を述べておるわけですね。

この問題の中で、いまの為替レートの問題はちょっと簡単に処理できる問題でもありませんし、私も必ずしもこの貿易相の意見に賛成をするわけではありませんけれども、どうもこれまでの北島調査団なり、あるいは小倉調査団の報告をずっと見ておりましたも、異口同音に触れられているところは、日本がまだ海外経済協力という問題にきわめて不慣れであるというか、未熟練である。要するにアメリカとの対比でいろいろな問題が示されておる中で、アメリカはかなり長い期間にわたって海外経済援助をやっているいろいろな経験を積んでおるために、きわめて効率的な取り扱いをやっておることを指摘しておるわけですね。ですから、そういう面から見ても問題があるし、特にこれらの調査報告も触れておりますし、私もこの前の当委員会では触れたことがあるわけでありましたけれども、どうも額の問題のほうに注意が行き過ぎて、量の問題に行き過ぎて、質の問題における協力の問題というのは不十分のような感じがしてしかたがない。大臣はこれらの点についてどんなふうに考えていらっしゃるのか。

○福田外務大臣 いまスミトロ経済相の所感を述べられました。そういうような気分が各国にあるんだらうと思います。これはインドネシアばかりではない。ことに日本から見ると輸出超過の国が多いのであります。そういう点でいろいろの苦情が出てくる、こういう状態かと思うのです。ただ問題は、質と量の両面にあるのですが、量のほうもなかなかこれらの諸国は熱心なんです。相手国の立場からいうと、まず何よりも量だ、その次にとにかく質の問題だ、こういうことであります。インドネシアがいま話に出ましたが、インドネシアあたりはかなり日本の量的経済力というものに敬意を払っておる。ところが質の問題ということになりました。これはとにかくことばの關係というのがたいへんな壁になるんじゃないか、こういうふうに思います。しかしことばにもそういう關係のない、あるいは条件の問題でありますとか、そういうようなことにつきましてはこれからは、わが国の財政とのにらみ合いもあります。できる限り前向きで考えていかなければならない、そういうふうに考えております。

○堀委員 質の問題のところ、さつきちょっと私はここで触れましたけれども、政府ベースの非常な引き下げと同じように、要するにソフトの程度がDACの十一カ国に比べてまだかなりハードですね。これは日本は外貨の蓄積もできた今日、せめてDAC十一カ国と平均のとれる程度の条件ということになつてしまふべきではないだろうか、こう思いますが、大臣の点はいかがですか。

○福田外務大臣 そういうふうに早くしたいものだが、こういうふうに思います。しかし、先ほどからもいろいろ御議論がおりますように、国内の問題との調整は一体どうなるんだ、国民感情をどう思うんだ、こういうような議論も一方に強くあるわけでありまして、そういうところの調和をとりながらいく、こういうことじゃないか、そういうふう

に思います。しかし日本がここまで経済力が伸びてまいりますと、よその国並みのことはいたしませんといろんな非難を受けますので、国会でもいろいろ御議論があることかと思いますが、だんだんそういう方向に近づけていきたい、そういう気持ちであります。

○堀委員 そこで事務局に少しお伺いしておきたいのですが、いまインドネシア政府の予算の中で援助が果たしているウェット、これが、すでに予算として出されているものは四十五年ですか四十六年になるかよくわかりませんが、どのくらいのウェットになっているか、お答えをいただきたい。

○稲村政府委員 正確な数字は何でしたらあとから……。私の大体的な感じといたしましては、インドネシアの予算の中で、経常予算のほうは最近黒字になってまいっております。開発予算の赤字をそれで埋めていく。開発予算のほうの約三分の一くらいがいまの経常予算のほうからの予算でまかなわれておりますが、あとの三分の二くらいはやはり援助といいますが、そこのほうでやらないといかぬ。その援助と申しますのは、これは御承知のとおり、実は商品援助の見返り資金でございます。これにつきましては、先週も世銀の東南アジア担当部長が私のところに参りまして話をいたしました。やはりそういう意味で商品援助といものは向こうの予算上の関係からちょっとやめるわけにはいかないもので、当面は続ける必要があるのではないかという世銀としての判断を言っております。

○堀委員 ちょっと私もインドネシアの予算は詳しくないから何ですが、予算全体として見まして、結局何%くらいをいまのB E 援助によつていいのか。それだけではなくてほかのものもあるかもしれないませんが、外国援助による予算の全体のうちのウェットです。

○稲村政府委員 手元にございます資料によりまして、一九七〇年度の予算で経常予算について申しますと、収入が三千六百四十億ルピア、大体

一ルピア一円程度というふうにお考えになってよろしいかと思いますが、支出が三千百億ルピア、余剰が三百六十億ルピアでございます。これに對しまして開発予算のほうは、収入が千六百五十億ルピアでございます。このうち商品援助部分が一七年度の数字のほうはわかりやすいと思

いますのでそれを申し上げますと、開発歳入は千六百九十二億ルピアでございますが、そのうちプログラム援助による分が千三百一十一億ルピア、プロジェクト援助が六百六十一億ルピアでございます。

○堀委員 結局何割ですか。

○稲村政府委員 ただいま申し上げました開発歳入は全額が援助でございます。これを通常歳入で申しますと四百五十九億ルピアでございます。して、歳入合計が五千八百五十一億ルピアでございますから……。

○堀委員 三〇%弱、二七、八%ですね。——そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、一國の予算で外国の援助が三〇%近くもあるような国というのは、その他どこにあるでしょうか。

○沢木政府委員 ただいま正確な数字を手元に所持いたしておりますので正確にはお答えできませんけれども、一般に後進国で援助を多額に受けております国、すなわちインドネシア、パキスタンあるいはセイロン、それからブラジル、アルゼンチンというような国は相当多額の援助を受けておると承知いたしております。

○堀委員 まだしばらくやっておりますから、さつきそれをちょっと一ぺん調べてくれませんか。一体援助が幾ら歳入の中に占めておるか、ちょっと電話でもけっこうですから調べてください。その次に今度は輸入の問題ですが、インドネシアの輸入額の中で援助は一体どのくらいになっているのですか。

○新田政府委員 手元にございます資料では、六九年一月から七〇年三月までの数字でございますが、総輸入十一億八千三百万ドルに対して援助の

金額が三億九千三百万ドル、三三%ということになっております。

○堀委員 これも実は非常に多額にのぼっております。いまの予算に占めるウェイトと同時に、輸入額に占める援助のウェイトも、インドネシア、パキスタン、セイロン、ブラジル、アルゼンチンについて、あわせてちょっとお調べをお願いしたいと思います。

そこで、このインドネシア援助の問題というのは、すでに指摘もされておりますけれども、一国の経済が外国の援助を受けることは確かに必要な点はあると思います。しかしそれは少なくとも適正規模による援助であらうと、その適正規模を越えた援助を受けておれば、その国が独立国である限りは、借りた金はどこかでどうして返さなければならぬと思うのです。返すためにその国は、相当な時間がかかるにしても、私はどこかに限界があると思うのです。その国の現在の経済力、それから何年かの間に成長しながら国の経済力が上がってくると思えますけれども、こういう上がつてくるというものを推定して今日考えてみると、要するにいまのインドネシア援助が、個々の問題よりもトータルとして、インドネシアに与えて、今後債務償還についてインドネシアが過度の負担をしなくても済む限界というものが、私は経済問題でありますから当然あると思うのです。それを越えたものを援助すれば、そのことはやはりかえって自立を妨げる。当面的にも自立を妨げるわけですね。これは依存が強いながらも、債務の償還について非常に大きな負担を負わなければならぬ。こういう点でインドネシア経済協力の問題もそろそろ額的にはもう限界に来ておるのじゃないか、こういうふうに私は感じておるのです。大臣はその点はいかがでしょう。

○福田国務大臣 お話のとおりなんです。この援助問題は相手国の財政とかそういうものから発想されているのではないので、国際収支をいかにバランスするか、これがとにかくインドネシア立ち

直りの基本である。その障害になるのは何だということ、まず第一にスカルノ債務である、こういうので、まず一方においてスカルノ債務のたな上げをしよう。それから一方においてインドネシア経済の長期計画を立てる、そしてその長期計画の見通しに従って国際収支を補てんしてやるという考え方に立とうじゃないかという債権国会議の考え方でありまして、それで話し合いのうちに大体この一両年が山に来ていて、こういうことでございまして、事実物価もかなり安定度を増してきてまして、昨年あたりは七、八%くらいの上昇にとどまるような状況になってきておるわけでございます。私もここでそういう具体的な数字を持っておりませんが、考え方は、そういうインドネシアの将来を展望しまして、経過期間においてどの辺の援助をすべきか、こういうことで国際機関と相談をし、日本にもこれくらいはお願したいというところを言ってきたところ、そういうふうな状況でございます。

○堀委員 そこで結局、さっきも触れましたけれども、要するにインドネシアについては量の問題は質の問題に転換をしなければならぬところに来ていると思うのです。そこで実はこの経済協力の中では、いま商品援助とそれからプロジェクトの援助と、それから技術協力と、こういうふうな形になっているわけでありまして、この商品援助の問題は、いま世銀の方も急にはやめられない、こう言っておられるようですが、方向としてはやはりこれはだんだん下げるべきじゃないでしょうか。商品援助で物価が安定している、その商品援助で物価が安定しているのは、これは下げればすぐ上がってしまうのです。同時にそれはインドネシアの非常に重要な、スカルノ時代の問題を点検しても、インフレーションによってせっかくの援助が有効に働かなかったという問題があるのだから、どうしてもやはりそこには、私がさっき触れたように、ある程度計画的に商品援助を下げていくというふうなプログラムなくして

は、もうそういう商品援助を当分はやめられないというだけでは、ちょっと私は問題の解決になりにくいんじゃないか、こういうふうに思うわけですね。大臣その点はいかがでしょう。

○福田国務大臣 ごもっともだと思います。そういう方向で話をしたいと思えます。

○堀委員 そこで商品援助は下げる。しかしやるべきものは、私はやはり一番大きいのは技術援助ではないだろうか、こういう感じが強くしておるわけですね。技術援助については、実は対外経済協力審議会も技術援助のあり方についてという中間報告を出しておられます。この中で、たくさんありますからあれですが、これは厚生省がいなくて、まずいのですけれども、医療援助の問題というのがこの項目の中に一つあるのです。この医療援助などというものは、日本が少なくともアジアの中では最もすぐれた医療の水準にあるわけですし、さっき大蔵さんも、これはインドネシアのことはどうかかわりませんけれども、低開発国での一つの重要な問題は人口問題だ、こう言っておられるわけでありまして、これらの人口問題に対する対策等もやはりある意味でそういう医療衛生の思想といえます。その考え方の普及ですね、そういうことから異常な人口の増加というものを適正な規模に乗せるというふうなことも非常に役立つことでもあるし、ここに各種の報告がされておるわけですが、一般的にいって私は、大蔵省の発想はどうかもう一つそういうところに金を使うことが消極的な感じがいたしてしかたがないのです。

まず、橋口次長も見えておりますから、大体この前もここで議論をしたのですが、賠償関係以来日本は、インドネシアからもそうでありまして、プロジェクトとしていま留学生を受け入れて、こういうシステムが一つあります。この留学生の問題というのはこの前もちょうど、昨年でありましたか、当委員会が議論をいたしましたときにも少し新聞に出たりしてあったのでありますけれども、これらの待遇の状態がどうも不十分で

ある。せっかく日本に来た留学生が——本来なら留学生というのは、その国に行くとその国のことを理解をして、その国の支持者という形になるのが望ましいのですが、日本の場合はどうも留学生が来ると、これが逆の方向になってその国に帰るといふ傾向が強いという中には、どうもそこらに予算を少しけちけちしているというか、その他の均衡などというふうな、どこにものさしを置いておるのかよくわかりませんが、非常に不十分な点があつて、もう少し留学生ならば快適な留学生生活をおくらせるということなくしては、私はこれほど非効率な経済協力はないという感じがするのですが、大蔵大臣、その点はいかがでございますか。

○福田国務大臣 これもそういうふうに思いますが、せっかく金をかけても、帰ったら反日運動家になるといふようなことをよく聞きますが、その辺は金の問題ばかりじゃないと思うのです。予算とすれば、四十六年度予算でもかなりの改善をいたしておるわけでありまして、これはもう堀さん御承知でしょうから申し上げませんが、あるいは滞在の費用だとかあるいは渡航の費用だとか、いろいろな面でもかなりの配慮をしておるわけですね。何でしょうか、日本の社会環境というものが影響するのでしょうか、あるいはその社会環境の中における留学生の訓練、教育、これのやり方に問題があるかもしれない、こういうふうに思いますが、とにかく、せっかく金をかけて、そうして帰って来たらそれが反日行動をするんだというのでは元も子もないことになりまして、その辺はなおよく気をつけなければならぬ、かように考えます。

○堀委員 その問題の背景はどこにあるかというところ、結局、日本の東南アジア諸国に対する理解が不十分だということだろうと思ふのです。ですから、そういう人たちのいろいろなサークルに——日本人であつてもその地域の諸事情に詳しくない人がもしたくさんいるならば、その人たちの間にもう少しいい条件ができるのではないかと思ふの

です。ところが残念ながら——そういうような国にいろいろな、日本の大学の先生でも、そういう人たちにできれば少し教えに行ってもらうなり、何らかもう少しこの人たちをそういう国に出して、同時にその国の風俗習慣を十分承知をして帰ってもらう、そうして帰ってもらった人は今度はその地域の人たちのいろいろな指導に当たるとか——何といいますが、いま日本がやっていることは非常に上つたところのことだけをやっているとは思ひのです。もう少し実行のある問題をやらなければこの問題は解決しないのではないだろうか、私はこういう感じがするわけです。

何かで読んだのですけれども、ある東南アジアの国で、ここへやってくるのは要するに全部商社の人間だ。貿易関係の人間が来る。たまに学者が来たから、ああこれは日本から珍しく学者が来たと思つたらこれは経済の専門家だ、こういうあれを読んだのです。なるほど日本というのはいま、東南アジアというものを経済の対象としか考えていないといふことを、向こう側が裏返して感じ取つたのだらう、こう思うのでありますけれども、やはりそういう意味では、もう少し文化的な側面なり学術的な側面なり、そういう経済以外の分野におけるこれらの低開発国との交流なり、そういう地域に対する理解を深めるための予算、こういうものを——予算だけじゃいけません。これは当然文部省も考え外務省も考え、何らかのそういうような経済援助でない交流が、結果としてはいまのような誤解やその他を除いていくための長期的な道筋として必要なことではないか。どうも日本人といふのは、金が乏しいのですから、何かやるときには短焦点でものを見て、目先の利益が先にくるのは、これは貧しかった日本の過去における状態からだらうと思うのですが、少なくとも、言われるようなGNPの問題にしても、経済大國などといふことはから見ても、どうもやはりそれは経済的な側面ばかりに比重がかかっているのでもう少し内容的にも文化なり学術なり科学なり、こういうものを含めた交流にもつと費用を

使うことが技術援助のベースをつくることになるのではないか。ベースをつくらなくて、上だけのことをやっている中に誤解を生む多くの原因がある、私はこう思うのです。

だからそういう意味では、私がさっきから申し上げておる、政府の経済援助ベースというものは、単に外に予算を出すだけが経済援助ではないのではないか。そういうベースを整備するためかなりの費用を使うことは、これは私は国民としてそんなに非難をすることに当たらないのではないか。やはりわれわれは将来にわたつて隣邦諸国と仲よくしていき、同時に、われわれの明治初年から今日に至る成長の過程は、ひいてはこれらの諸国にも成長をせよというために、ちょうどわれわれが明治時代にイギリスからあたたか手差し伸べられたように、当然私はそういう形でも手を差し伸べていかなければこの問題の基本的な解決にならない、こう考えるのでありますけれども、そういう点では、少し今後の予算の作成にあつては——ここには文部省見えますが、外務省も特にそういう点については、そういう基盤整備の予算の問題等を十分に考えてもらいたい、こういうふうに思うのですが、大蔵大臣いかがでございますか。

○福田外務大臣 全く同感であります。外務省その他の関係者とよく相談します。

○堀委員 それではあとちょっと具体的なことをお伺いをしていきたいのでありますけれども、七〇年の四月の例のバリ会議の取りきめによつて、あとは二国間協定で、二国間の交渉でこの問題を処理するといふことになっておるようでありまして、現在その他の債権国はどういう状態になつておるか、ちよつと現在の時点でお答えを願いたい。

○稲村政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、オランダとフランスにつきましてすでに二国間協定ができました。それから債権国会議のメンバーではございませんが、ソ連が同じような協定を締結しておる。あとの国につきましてはそれ

ぞれ近々にやるといふところ、あるいは準備中であるといふふうに承知いたしております。

○堀委員 そうすると、いまの状態ではこの債権国会議の中でまだ多数がきめたといふことになつていないといふことになりませんか。どうでしょう。

輸銀法の十八條の九号と、それを受けてその次の十八條の二の五項のところにずっと書かれておることは、そういう債権国会議でものをきめたときに、それが多数になつたときには、十八條の九号のほうで「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをした者で当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に對して債務を有するものにおいて当該債務を履行することがその者の居住国（その者が外国政府である場合には、当該外国。以下この号及び第十八條の二第五項において同じ。）の國際收支上の理由により著しく困難である場合において当該居住国の政府、政府機関又は銀行に對して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。この場合、十八條の二の第五項に「前条第九号の規定による資金の貸付けは、同号に規定する債務並びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に對するものの履行がこれらの債務を有する者の居住国の國際收支上の理由により著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住国（その國に係る当該債権の總額が他に比して著しく少ないもの及び日本國を除く。以下「主要な債権國」といふ。）が相當数ある場合であつて、これらの債務を有する者の居住國の政府が当該事由に基づき日本國政府及び主要な債権國の政府の全部又は大部分に對してこれらの債務の履行期限の延長又はこれらの債務の履行の円滑化を図るために必要な資金の借入れのあつせんその他の措置をとることを求めている場合において、当該措置を求められた主要な債権國の全部又は大部分において当該措置がとられることが確實であると認められるときに限り、行なうことが

できる」といふふうに書かれてゐるので、「全部又は大部分」と、こうあるのですが、これはやはり二国間交渉が行なわれたことをさしておると私は思うのですが、この点は法律的にはどうでしょう。

○稲村政府委員 現在の輸銀法に基づきまして、確かに御指摘のとおりであつてございまして。それから今回御提案申し上げております輸出入銀行法による貸付金の利息の特例に關する法律の第一條でも、やはり「他の主要な債権國と協調して」といふことがございまして、それはむろん昨年の四月の債権國の申し合わせによりまして、各國はそういう方向で全部今回の長期無利子の繰り延べをやるという合意が——これは代表者間の合意でございまして國の合意ではございせんが、できておりますのでこれにのつてまして、わが國といたしましてはその線に沿つて二国間交渉ができるように、法律上の措置をお願いを申し上げておる次第でございまして。

○堀委員 わかりました。だいぶゆるく書いてあるから……。實際は確實にならなければできないのかと思つたが、よろしいでしよう。

そこで、今度の取りきめによつて、結局インドネシアは實際にこの取りきめがなかつたときに比べて、取りきめの結果一九七〇年からとりあえず一九八〇年までの間には一体どのくらい負担が軽減されるのか。今度の取りきめの効果ですね、インドネシア側に対する効果。いまあなたのお話ではソ連もこの取りきめに加つたといふことでありまして、これから償還しなればならぬ債務がくるものの中には、かなり実は社会主義國の部分が大々さん先にはきません。そうなつておるようですが、おそろくソ連がこのコンソシアムの結論に同意してあれば、その他の東歐諸國もおそろくこれに同意をするものだらうと思ひますけれども、その結果インドネシアのほうは一体どのくらい負担が軽くなるのか、それから今度逆に、日本の場合はその結果どのくらい負担をすることになるのか。当年度的場合は四十二億円で、すでに

はつきりしておりますが、これは当年度だけのもの、向こう十年間くらいにこの処置が及ぼす経済的影響というのはいくらにものなるか、御答弁願いたい。

○稲村政府委員 たいだいまの御質問であります、本件に關するインドネシアのいゆるスカルノ債権の総額は約二十一億ドルでございます。その中でわが国の分は九千三百七十万ドル程度。こまかい点につきましては、これは今後二国間交渉で詰めなければいけない金額であるかと思ひますが、大体におきまして九千三百七十万ドルが二十一億ドルの中わが国の分でございます。そのうちでソ連はたしか七、八億ドルであつたかと思ひます。

それで、わが国のほうの負担をいたしましては、いまの九千三百七十万ドル程度が三十年無利子というところで延びますので、その間のいわば当然新しい繰り延べによつて返つてきます分と、それから期限どおりに返つていたならば償還を受けたであろうという分の差額がネットのお金になるかと思ひます。来年度における繰延べに對し、一般會計の貸し付け額は四十二億圓というふうな予算で算定いたしておりますが、これは来年度の返つてくる分とそれから新しくくる分の差額でありまして、今後はだんだん減つてくる。これがピークを過ぎますと、今度は逆に返済のほうが多くなつてまいります。したがいまして、そのピークでたしか二百七十億圓くらいになるかと思ひますが、その後は返済でございまして、結局最後には全部済んでしまふということでありまして。

○堀委員 そすると、いまのお話でちよつとわからないのですけれども、九千三百七十万ドルが、われわれが今度負担をして、長期延べ払い、長期の分割と、それから新たな子部分の棒引きといふことになるのでしうけれども、いまのピークで二百七十億圓というのは、今後何年くらい先にそのピークが来るでしうか。

○稲村政府委員 五十三年度でございまして。

○堀委員 そとで、いまのこの問題をささえるイ

ンドネシアの新五カ年計画というのはい九六九年からスタートしております。そこで、一九六九年からの新五カ年計画がスタートしておるわけですけれども、さつき私がちよつと触れたいまの商品援助その他、こつちのものとインドネシアの五カ年計画はどうかという形で組まれておるのではありません。要するに、インドネシアが経済五カ年計画を組む以上は、さつき私が触れたように輸入の二七、八割、輸入の三四割ですか、それが実は海外経済協力なんですね。そこでそういう海外経済協力のある国が五カ年計画を組んでおる。これを除外視して五カ年計画組みようがない。そうするとインドネシアの五カ年計画というものは、一体商品援助をどういう形で五カ年計画に織り込んでおるのか、あるいはいまのその他の政府系の援助、これはどういう形で組み込んでおるのではありません。

○沢木政府委員 インドネシアの開発五カ年計画の中に開発予算とその他の予算がありまして、開発予算の中で商品援助見返り資金というものが計上されて、それが開発予算総額の約三分の一程度、五カ年間で計上されておるわけでございます。この商品援助は、当初の段階ではインドネシアのインフレーションを防止するために物を入れるという考え方でございまして、現在は開発予算の財源が商品援助で入れましたものの売り上げのルピアによりまして見返りになっておる。むしろプロジェクト援助に対するインドネシア側の国内通貨分の見返りが、商品援助のルピアで出されておるといふような関係になっております。

○堀委員 そすると大臣、さつき私が申し上げた、やはりだんだん減らしていくべきだ、商品援助を減らしていくべきだ、同感だと思つたのです。われわれの側としてはどうしたい。向こうはそれはだめなんです、もう商品援助三〇％でずっと五年間組んでおるのだ、こつちのところは今後一体どういうことにしていくべきなのか、問題が一つあると思つたのです。私はいまさつき触れましたように、要するにいまや商品援助がビルト

インされたかつこになつておつて、それでインドネシア経済はさつといくといふことになれば、将来ともはずせなくなつてしまふ。こつちの問題はこれはやはりコンソーシアムなんかの中で、さういふ計画でなしに、やはりさつとウエートが下がりながら、たとえは貯蓄増強とか輸出増進だとか、インドネシア自身の力の中でそれが置きかえられるような計画を組むようサセスチョンなりさういふことをしていかなければ、すでにその中には既定の事実としてさういふ援助が組み込まれてしまつた、五年もたつとこれは経済的な体質の中にビルトインされて、要するにこれははずすことができなくなるといふことになりかねない、こつちの感じがするけれども、その点大臣いかがでございますか。

○福田田務大臣 そのとおりと思ひます。ですから、内政干渉といふふうになつては困ります。が、その辺はよく心得ながら話し合ひをしなればならぬ、かように存じます。

○堀委員 そとでもう一回援助の問題に返りますけれども、いろんな調査団の報告によりますと、アメリカのターン・キー方式といふようなことが効率をあげておる、こつちのふうにもいわれておるわけですね。さらにアメリカの場合には国際開発執行規程というふうなルールが設けられていて、開発をする場合にはきつめて合理的な方法をとつておるというところが報告書の中にもあるのです。私もさつきからいろいろのことを申し上げておる中で、このプロジェクトのような援助については、日本側としても、アメリカ側がいろいろやっておることをもう少し取り入れて、合理的に援助を効率化させるといふことが非常に重要だと思ひますが、日本にはさういふような、いまアメリカがやっておるような国際開発執行規程というふうな、何かのルールはあるのでしうか。

○沢木政府委員 現在われわれの執行規程の中にさういふふうなルールはございせん。しかしながら、経済協力の効果がどういふふうになつておるか、かつまた今後の援助をいかにして効果的に

進めるかといふことで、昭和四十三年度から経済協力効果の調査の予算を持ちまして、随時調査団を相手手に派遣いたしまして調査をしております。さうしてその結果の報告書をもちまして、われわれは今後の実施に際してこれを指針に、参考にしていくことをいたしております。

○堀委員 実は私がちよつとだいたひした資料というのは、いずれも昭和四十二年、三年の資料ですね。いまあなたの方で調査費用をとつておるといふわけですが、四十四年、五年は何かほかの調査があつたのでしうか。承知しておるのは、北島調査団と、小倉調査団――アジア経済研究所が委嘱された経済調査団の報告はちよつとだいたひしたのですが、さらに新しいさういふ調査報告といふのがあつたのでしうか。

○沢木政府委員 四十三年度にはインドネシア、韓国、西バキスタン、インドの四カ国を調査いたしました。四十四年度には東バキスタン、インド、中華民国の三カ国を実施しまして、四十五年度の予算をもつて目下タイを調査しております。それからビルマにつきましては、先ほど大衆参考人に対しても御質問がございましたけれども、野村総合経済研究所でございまして、これに委託しまして、ビルマに對するわが国の援助を一括調査を依頼いたしております。

調査の結果につきましては、現在部数が足りないといふことで提出不可能なものもございまして、調査結果は報告書の形において公表いたしております。

○堀委員 それでは、私、北島報告とそれから小倉調査団の報告しかないので、この報告が日本の経済援助についての問題点を指摘してございまして、ちよつとあなたの方から簡単に問題点を要約して答えてもらいたい。両方読んでみますと、北島報告も小倉調査団の報告も、この問題の指摘の角度は同じように思ひます。おそろくあとの、あなたが調査したと言われた国のいろいろな問題もやや似たものがあるのではないかと感ひはするけれども、ここがさういふ私は大臣との

間に問題の角度として取り上げておるわけですが、それども、どうもそういうふうな調査が行なわれて、それについての問題点指摘はあるけれども、どうもそれがあとに生きておるかということについての疑問があるわけですね。率直にいいますと、日本の場合には、この間も農地法の問題でちょっと触れましたけれども、何かやるときには最初非常にあれでなければ、あとのトレースが十分でないために、どうも効果、効率のあがらない場合が多い、こういう感じが非常にしてならないのですが、その点について、ちょっと簡単にあなたから話してもらって、大臣の所見を聞きたいと思ひます。

○沢木政府委員 インドネシアに対する援助で指摘されております点は、すでに御承知のとおり、総合的な観点からの経済協力の推進ということ、政府ベースの援助と技術協力あるいは民間投資等がばらばらである、それをもっと相互連関させて、政策的に推進する必要があるということが大きく指摘されておるわけでありまして、商品援助とプロジェクト援助につきましても、ただいまお説のとおり、商品援助がビルトインされた形になつてインドネシア経済をゆがめないかという心配の点から、今後プロジェクト援助のウエイトをふやしていくべきだ。それからこの援助の対象分野につきましても、農業関係、工業原料の開発増産あるいは輸入というような点が指摘されておるかと思ひます。そのほか技術協力の重要性、それからプロジェクト援助実施上の留意事項、インドネシアの自助努力というふうな指摘をされておるわけでありまして。

ただいま商品援助について御議論がございましたが、先生のおっしゃったような議論は、われわれインドネシアのIGGIグループにおいて一昨年、昨年と非常に強力に主張してまいつたわけでありまして、このインドネシア援助はIGGIというインターナショナルグループで議論がされておりました、かつそのものになる提案はIMF、世銀がつくつておる関係もございます。したがって、その段階から関与しなければ、会議の段階のみでそういうことをいってもなかなか日本の意思が通らないというふうなことから、現在専門家を向かう計画があるいは運輸省あるいは農林省のようなどころに入れますと、平常からアドバイザーを行なつていくという方式に切りかえておるわけでございますが、なかなか日本の言うとおりに相手はならないという面もございますし、アメリカの援助がひもつきといわれますのも、結局援助をやるかわりにいろいろなことをしろということをあまり言ひますと、これが内政干渉、政治的なひもつきであるという意味に解されますので、そういう轍を踏みたくないというふうな問題もありまして、われわれはその辺をできるだけ国際的に非難をこうむらないよう、なおかつ日本の援助政策に合致するように持っていきたい。

それから技術協力と資金協力との関連ということも、その後、たとえばインドネシアにおきましてもアジ銀の金で開墾をやり、その技術者を日本の技術協力援助で出しておるといふような、国際機関との資金と技術との組み合わせによりまして、それから技術協力予算でもって施設設計しましたものを資金援助して、プロジェクトとして拾ひ上げていく、あるいは逆にプロジェクト援助としてきまりましたものについて、そのフィージビリティ・サーベ이를技術協力で行なうというふうな関連づけを徐々に深めておるのが現状であります。

○堀委員 さつき大臣もおっしゃいましたように、直接にわれわれがインドネシアに対して何らかのものを言うことは、これは非常に私は問題が生じると思うのですが、せっかく債権国会議というものがあつたのです。少なくとも米、伊、独、仏、日、英、蘭という、これらの債権国会議加盟国の——私も言つておるのは、何も日本の利益のために商品援助を減らすとか、そういうことを言つておるわけじゃないのです。インドネシアの将来の発展のために、これがビルトインされることは将来非常に問題を残すおそれがあるから、計画的に自立をさせる、そういう一つの手段

として、そうしていくほうがいいのではないかと、いう発想に立つておるわけですし、経済援助の額を減らすということもそういうことにほかならないのであつて、それは単一の国からいへば明らかで、内政干渉になると思うのですが、これらの債権国会議の議題となつて、これらの債権国会議が一致してひとつそういうことにしようじゃないか、同時に、いまのそれらの問題については世銀がいりるな人を入れて、政府の中にも人が入つておるやうに聞いておるわけでありまして、そういうふうな意味でこの問題を処理していかなければ、せっかく調査団を出して結論が出て、それはものが言えないのだなどというものであつたのでは、長期的に見てほんとうの援助、協力にならぬのではないかと、私はこう思ふのでありますが、大臣、その点はいかがでございますでしょうか。

○福田国務大臣 それはまことにそのとおりと考へます。債権国会議が幸いにしてあるのですから、その場において言ひづらうことは、さつき、さつきは過去に行なつた援助、これをトレースし、こゝういふお話を、これは大事なことだと思ひます。私もそう考へまして、去年の夏、いままで与えた借款の総トレースをしたわけなんです。そういうトレースをした結果、先ほど来政府委員から、あるいは私から申し上げているやうに、いろいろな反省が出てきている、こゝういふふうに御承知願ひます。

○堀委員 あわせて、実はこれらのいろいろな調査資料の問題は、私も直前にならないといいたくないので、必ずしも十分に目を通すことができないのですが、片や経済協力基金が出しておられる資料もあつたけれども、特にインドネシアの場合は、今後とも日本が財政資金をもつて処理をしなければならぬいろいろな問題がまだ相当に残つておるわけですね。さつきもお話がありましたやうに、少なくとも二百七十億円というピークまで今度の問題について財政負担を考へていかなければいかぬという問題もあることでもあります。

ので、それらの点については、もう少し要約をされたインドネシアに関する調査団の報告等の資料をひとつ当委員会に提出してもらいたいと思ひます。これはすでに三年も前の話で、私も今日この問題を議論するためにどうも資料が非常に不足しておるやうな感じがいたしてなりません。どうかいまの、インドネシアのわれわれがこゝういふ負担をする以上、その負担を正当化できるだけのいろいろな資料は少なくとも当委員会に提出をしてもらつて、私どもの審議の参考になるやうにしたいことを強く要望しておきたいと思ひます。

以上でこのインドネシア輸銀関係の問題のほうをあらまし終わるのでありますが、最後にちょっとと一点だけ、けさ佐藤委員が論議をいたしました中の法律的解釈なんですけれども、さつきの十八条の二の二の二ですか、「当該貸付に係る資産の償還、当該引当に係る手形の支払、当該取得に係る公債の償還又は当該保証に係る債務の履行が確定であると認められる場合」にいまの一項の資金の貸し付けができる、こゝういふふうにこの法律の体系ができておりました。そして業務として、十八条の一項九号、それからいまの十八条の二の五項、こゝういふ形になつて、「日本輸出入銀行は、次の各号に該当するときに限り、資金の貸付、手形の割引、公債の取得又は債務の保証を行うことができる。」こゝうなつておるわけですね。その次にはいまの「債務の履行が確定であると認められる場合」という限定を置いてこの問題ができておるのですけれども、私はどうもこの輸銀法のたてまえからすると、やはり何にしても債務の履行が行なわれるという前提でなければ、いまの十八条の九号も、十八条のそれを受けてきた五項も働かない、こゝういふふうに理解をするのですが、これはちよつと法制局を入れていませんからあれですが、どうですか。こゝういふ解釈でいいんじゃないですか。

○稲村政府委員 先生御解釈のとおりであらうと思ひます。

○堀委員 そこで、輸銀總裁の御発言、正確にちよつと記憶してありませんけれども、輸銀としては債務の履行の行なわれる国に限ってやりたいと思ふけれども、政府から言われたらしかたがないような話、さつき実は答弁の中にあつたのです。そういうことでしたでしょうか。輸銀總裁にちよつとお伺いします。

○石田説明員 これはしかたがないという語弊があるのでございますけれども、債務の履行が確実であるかどうかという見通しにつきましては、それぞれいろいろな見方があるわけでございまして、輸出入銀行というのは、どちらかといひますと金融機関でありますから、非常に心配をするわけでございます。それから、そういう政府の機関でございますから、政府の御意向も承つてやる。政府のほうはこれは確実ではないと言われたら、当然しないことは明らかでございますけれども、政府のほうはもうだいたいよくふだうということをおっしゃる、いろいろな政府として関連する措置をおとりになります場合には、やはり確実であらうということであるといふふうになるということをお申し上げたわけでございまして。

○堀委員 しかし、總裁、この規定はあくまで輸出入銀行法ですから、要するに輸出入銀行の判断が優先をするための法律だと思ふのです。ですから、私さつきからちよつとこだわつておりますのは、確かにおっしゃる通りに政府が何かしてほしいたい、こういう話があると思ひます。しかし、少なくとも輸出入銀行は独立した機関ですね。政府の部局ではないと思ひます。独立した機関であつて、その独立した機関は少なくともこの法律に基づいてものを行なうことにならなければならぬのではないかと、こう考えますと、実態は別として、總裁の御答弁が私はどうも輸出入銀行に主体性がないふうなふうに受け取れてしかたがないのです。ですから、やはり一つの輸出入銀行法という法律に基づいて、第一条に「日本輸出入銀行は、金融上の援助を与えることにより本邦の外国との貿易を主とする経済の交流を促進するた

め、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融を補充し、又は奨励することを目的とする。」それから第二条に「日本輸出入銀行は、公法上の法人とする。」こういうふうになって、独立の人格をここに規定しておるわけでございましてね。そうすると、実態的にはある程度皆さんが政府の意見を聞かれて、債務の履行が確実であるかどうかということをおきめになる参考に政府の意見を聞かれることは私は当然だと思ひます。しかし、どうもあなたのお話を聞いておきますと、政府がいいと言つたらいいんだ。どうも話が逆のようになつておるようですが、政府がどう言おうとも、最終的な決断は私は輸出入銀行にあるのだと思ひます。この法律の書き方は、ですから、政府の意向は参考には何いいます。しかし、決定は輸出入銀行が決定すること、輸出入銀行として債務の履行が確実であると認めたからやりましたという話になつておられませんと、どうも私はききよる御答弁を聞いておきますと、さか立ちしておるような感じがしてしうがたないのです。ですから、その点はどうぞひとつ、輸出入銀行總裁は大蔵大臣と同等にものを考へてもらふと、大蔵大臣が言つたら輸出入銀行が右を向いたり左を向いたりするのは、私は法律を正確に実施していただいておらないような感じがしてしかたがないのですが、輸出入銀行總裁、どうかひとつここでき然とした輸出入銀行の独立性に関する発言をしてもらいたいと思ひます。

○石田説明員 政府機関でございまして、政府が何をしようとするかは知らない、かつてにやつていくのだというところは、率直に申しまして私はなかなかできないと思ひます。たとへばリフィアランスの問題とか何とかが問題が起りました場合に、われわれのほうといたしましては、先生が御採用になりました条文その他から見まして、輸出入銀行としてはどうであらうかという点は政府に申し上げるわけでありまして、たとへばリフィアランスのような場合におきまして、輸出入銀行をしてリフィアランスさせるといふ協

定をお結びになつておつて、これはもう絶対にやらないんだと最後までがんばれるかどうかという問題になりますと、これはやはり政府と御相談の上でやるということ、われわれといたしましてはその政府の判断を参考にするという点もございまして、政府があくまで責任をとつていただくという前提で仕事をしなければならぬ、かように思つておる次第でございまして。

○堀委員 いまの話をお聞かせると、リフィアランスをきめる国際会議に出るときに、輸出入銀行に何の相談もなく政府はリフィアランスをきめておるのですか、大蔵大臣どうでしょうか。それならこれはちよつと重大だと思ふのです。要するに、憲法によつて、行政府は法律の定めるところに従つてやらなければいかぬ、こうなつておるのですから、少なくとも独立機関である輸出入銀行がある以上、輸出入銀行に、リフィアランスをやるについては政府としてはこの債務の履行はだいたいよくふだ、あなたはどうだろうか、輸出入銀行側としては多少の不安があるかもしれない、あるかもしれないけれども、しかしそれについて政府が何らかの措置をして、そのリフィアランスがうまくいかないときは政府が補償するならば補償するとか、何かしなければ、それはちよつとこの法律に対する行政官庁の職務の執行上、瑕疵があるような感じがします。大蔵大臣いかがでしょうか。

○福田国務大臣 十分連絡をとりつやつておるはずで、

○堀委員 やつておるはずでは困るのです。なぜかというところ……

○福田国務大臣 やつております。

○堀委員 やつておるのなら、總裁、いまあなたのおっしゃつたように、事前の段階であなたの方の意見を言つても、たとえば大蔵省が、いやそれはやれ、こういうことになつておるということ、どうしようか、そうすると……

ふうにわれわれのほうはやるよりも、こういうふうになつたほうがこの関係から申しましていいのじゃないかということをおし上げることはございまして、それをお含みの上で政府が御決定になるわけでありまして、さか立ちしてゐるという議論がございまして、われわれとして、こういう考え方を全然なしにけつこうでございまして、こういふことになつて、われわれとしてはどういふふうに思ひますけれども、それをひとつ御参考にした上でやつてくださうということになるだらうと思ひます。

○堀委員 このくらいにしておきますけれども、どうもちよつと聞いていますと、少し何か輸出入銀行の権威があまり確立してないような感じがして、たとえば例の台湾の輸出入銀行の取り扱いの問題などというところになつてくると、これはしよつちゅう通産大臣がケース・バイ・ケースだなどというのを答へて、ちよつと中身の話に入つておるわけですが、しかし、そういうこともそれはあるかもしれないけれども、やっぱり私はたてまへは、この法律はこう書いてある以上、輸出入銀行として言うべきことはきちんと言つておつて、しかしそれを政府が一方的に無視するということになればこれはまた少し問題もあるから、そこら辺については、政府は法律のたてまえから輸出入銀行の意見を十分に聞いて、その上で問題の判断をするということになるのが私は相当だと思ひます、大蔵大臣いかがですか。

○福田国務大臣 そう思ひます。いまだ答へ聞いておりました、結局は同じことだと思ひます。輸出入銀行の業務の決定権は、これは輸銀總裁にあるわけですが、しかし政府の意見、たとえば政府が企画したプロジェクトの償還性いかん、こういう問題になりますと、これは輸銀じゃ判断できない問題があるわけですから、そこで政府はどう思ふか、政府はこれはちゃんと償還できるんだ、こう言ふ。その政府の言うことを背景としてその処理に当た

る、これはそういうことだと思ひます。

○堀委員 それはそうですが、判断をしてきめるのは輸銀ですから、あなたの方のほうはそのときは参考の意見を述べるだけであつて、もし輸銀に命令するならこんな輸銀法なんかやめたいんですよ。大蔵大臣の命令するところによりと書けばいいんですよ。そうならない以上は、やはりあなた方は法律の系統に従うのが憲法上の義務です。それは実際に命令しているものですからこういう話になつてきていると思ひますね。この際そういう命令はやめて、法律のたてまえはきちんと守つてもらいたいということを特に要望して、私の質問を終わります。

○毛利委員長 次回は、明二十四日水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

昭和四十六年三月四日印刷

昭和四十六年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A